

～ 多様性を認め合い、誰もが笑顔あふれるまち 加茂 ～

加茂市男女共同参画推進計画

計画期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

令和5年3月



加茂市
KAMO CITY

ごあいさつ

近年、少子高齢化は更に加速し、人口が減少していく中、不安定な経済状況や労働力人口の減少などの深刻化する地域課題に加え、社会情勢の変化や個人の価値観の多様化により男女共同参画に関する状況も複雑多様化しています。特に最近では、新型コロナウイルス感染症の発生以降、社会のあり方は激変しており、男女共同参画社会の実現にも多大な影響を及ぼしています。



活気や笑顔があふれる地域であり続けるためには、性別に関わりなく、お互いに人権を尊重し、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を確実に形成することが大切と考えます。

しかしながら、昨年実施した市民意識調査によると、本市においても依然として性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っている現状があります。

また、女性活躍推進法の成立後、女性の活躍を推進する気運が年々高まっており、あわせて男女がともに職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立できる環境づくりが求められています。

このような状況を踏まえ、本市では令和4年（2022年）7月に「加茂市男女共同参画推進計画審議会」を組織するとともに、改めて本市の男女共同参画に関する現状と課題を把握し、それに対する取組などについて検討を重ね、「加茂市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。

本計画では、その効果的な推進を図るため、現在実施中の「加茂市総合計画」に基づき「多様性を認め合い、誰もが笑顔あふれるまち 加茂」の実現を目指して、男女共同参画に関する施策に加え、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策、DV防止と被害者支援に関する施策への取組も明確にしています。

すべての市民、関係団体や関係機関と連携を図りながら、男女共同参画社会の形成を一層推進するため、家庭・地域・学校・職場や団体等の様々な場において本計画を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重審議を重ね、貴重なご意見を賜り計画のまとめにご尽力いただきました「加茂市男女共同参画推進計画審議会」委員の皆さまをはじめ、市民意識調査での貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和5年（2023年）3月

加茂市長 **藤田 明美**

目 次

	頁
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠と位置付け.....	1
3 他の計画等との関連について.....	2
4 SDGs と関連した取組の推進.....	3
5 計画の期間	5
6 計画の進行管理	5
第2章 計画策定の背景（男女共同参画を取り巻く社会状況）	6
1 国際社会と日本の現状.....	6
2 国の動き	6
3 県の動き	7
4 加茂市の動き	7
5 社会情勢の変化	7
第3章 加茂市の男女共同参画の現状と課題	8
1 統計データからみた加茂市.....	8
（1）人口等の状況	8
（2）女性参画の状況	10
（3）就労や雇用等の状況	12
2 意識調査からみえる市の現状.....	14
（1）男女共同参画の知識・意識について.....	15
（2）女性の活躍について	19
（3）ワーク・ライフ・バランスについて.....	20
（4）固定的な性別役割分担意識等について.....	22
（5）DVについて	25
3 加茂市が今後取り組んでいくべき課題.....	26
（1）あらゆる場面における意識改革.....	26
（2）女性の働き方の改革	26
（3）政策・方針決定過程における女性の参画拡充.....	27
（4）あらゆる暴力の根絶	27
第4章 計画のめざすところ	28
1 基本理念	28
2 基本目標	28
3 計画の体系図	30

	頁
第5章 計画の内容	31
1 本計画期間の重点施策（施策の方針）.....	31
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大.....	31
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進.....	31
(3) 男女共同参画推進のための教育・学習の充実.....	31
(4) あらゆる暴力の根絶.....	31
(5) 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援.....	31
2 施策の展開.....	32
施策（施策の方針） 1－（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大.....	33
施策（施策の方針） 1－（2）産業・就労の分野や身近な地域における女性の活躍推進... 34	34
施策（施策の方針） 1－（3）ワーク・ライフ・バランスの推進.....	36
施策（施策の方針） 2－（1）男女共同参画意識の向上.....	39
施策（施策の方針） 2－（2）男女共同参画推進のための教育・学習の充実.....	41
施策（施策の方針） 2－（3）男性の男女共同参画への理解と支援.....	43
施策（施策の方針） 3－（1）あらゆる暴力の根絶.....	45
施策（施策の方針） 3－（2）生涯にわたる健康や生きがいくりの推進.....	47
施策（施策の方針） 3－（3）困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援.....	48
施策（施策の方針） 3－（4）地域の安全・防災 活動における男女共同参画の促進.....	49
第6章 計画の推進にあたって	50
1 推進体制の整備.....	50
2 市民・団体・事業者等との協働の推進.....	50
3 計画の推進体制図.....	51
4 計画の進行管理.....	52
5 加茂市男女共同参画推進条例（仮）の制定検討.....	52
6 パートナーシップ宣誓制度の導入検討.....	52
資料編	
■ 男女共同参画社会基本法.....	55
■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）.....	57
■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）.....	62
■ 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例.....	66
■ 加茂市男女共同参画推進計画の策定経過.....	68
■ 加茂市男女共同参画推進計画審議会委員名簿.....	69
■ 用語集.....	70



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、これまでもさまざまな啓発事業に取り組み、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

しかしながら、性別による役割を固定的にとらえる意識や慣行がいまだに根強く残り、DVや各種ハラスメント、政策・方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分でないなど、多くの課題が残されています。

また、性の多様性やLGBTQ等の方への対応、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進を図るとともに、頻発する大規模災害や世界規模の感染症拡大に起因する女性に対する深刻な影響及び女性活躍推進に向けた新たな生活様式への対応など、取り巻く環境の変化に合わせた対策が必要になっています。

このような動向を踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現についての取組を推進するとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として、市民をはじめ、各関係機関や各種団体、事業者・企業等と協働しながら、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための方針を整備するため、新たに推進計画を策定することとしたものです。

2 計画の根拠と位置付け

1. 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。
2. 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村女性活躍推進計画」として位置付けます。
3. 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以降、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村DV防止基本計画」として位置付けます。
4. 国の「第5次男女共同参画基本計画」や「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「加茂市総合計画」との整合を図り策定するものです。
5. 市民の参画と協働による男女共同参画社会の形成を目指すための指針となる計画です。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(抜粋掲載)

(都道府県推進計画等)

第六条

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(抜粋掲載)

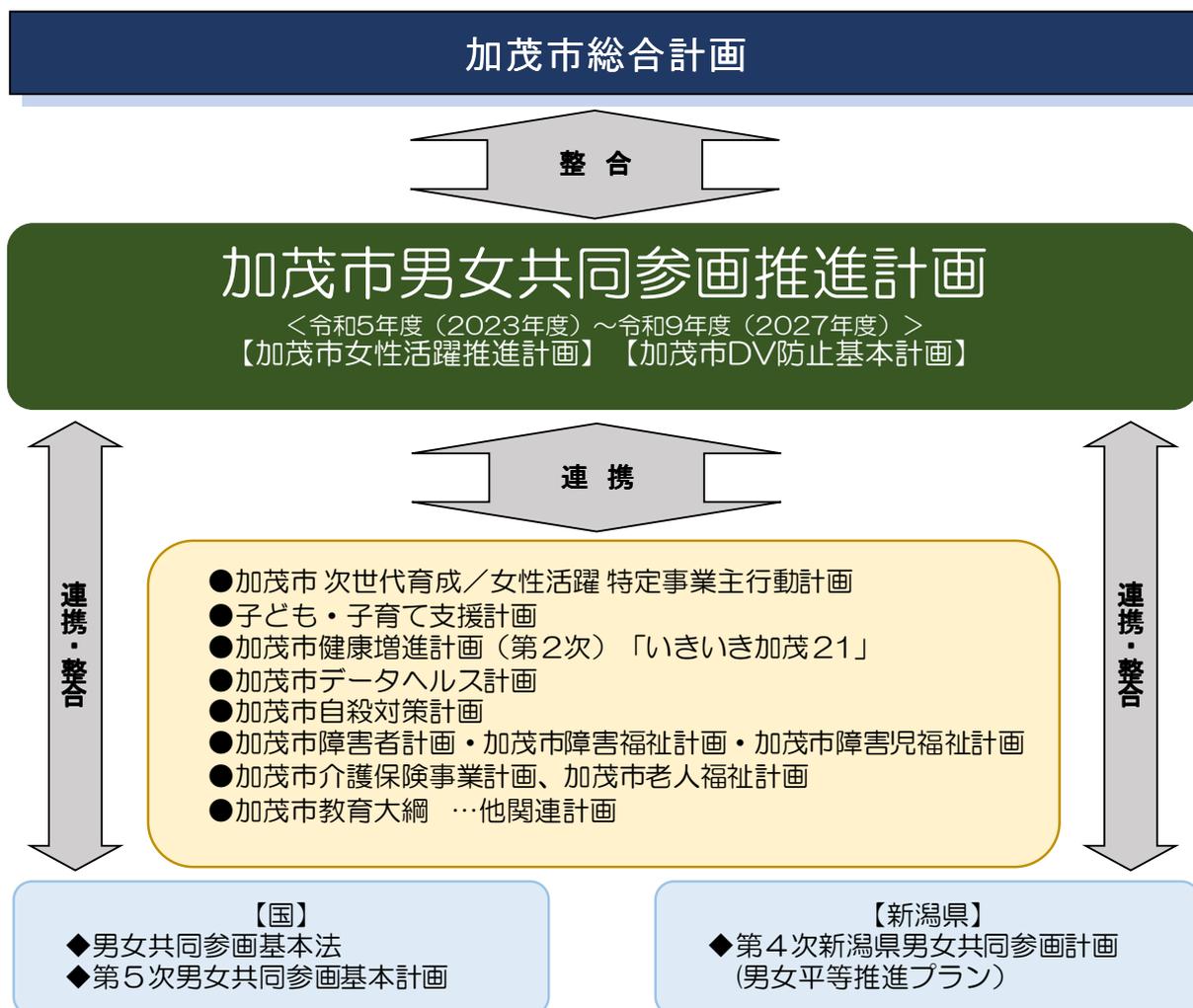
(都道府県基本計画等)

第二条の三

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 他の計画等との関連について

【各計画・法律等の関係図】



4 SDGsと関連した取組の推進

SDGsとは、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGsの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す」と明記されているほか、目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。



出典：国際連合広報センター

SDGsのうち、男女共同参画社会の実現等に向けた取組との関係性が深いものは、次のとおりです。

目標 (Goal)	目標到達に向けた取組の方向性
	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>
	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
	<p>8. 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

上図で示すとおり、男女共同参画社会の実現等は、SDGsの推進に寄与するものとなります。特に、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に直接的に関わるものであるとともに、SDGsにおけるすべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものであるとされています。

これらのことから、「本計画」の推進は、**SDGsの推進につながる**ものとなります。

5 計画の期間

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間とします。ただし、法改正、社会情勢や経済状況などに変化があった場合には、必要に応じて随時計画の見直しを行います。

計画の名称	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
加茂市 加茂市総合計画	令和3年～令和7年度(前期計画)				令和8年～令和12年度(後期計画)		
加茂市 加茂市男女共同参画推進計画		令和5年～令和9年度					次期計画
県 第4次新潟県男女共同参画計画 (男女平等推進プラン)	第4次(令和4年～令和8年度)					次期計画	
国 第5次男女共同参画基本計画	第5次(令和3年～令和7年度)				次期計画		

6 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現に向けて、計画に定めた施策事業を着実に推進するため、PDC Aサイクルに基づく進捗状況の管理を行います。

短期的な進捗状況管理として、毎年度、各事業の進捗状況の評価を行います。

事業ごとに設定した目標に対する進捗状況の評価を、担当課と庁内外の会議体において実施し、必要に応じて事業の実施方法を改善していきます。

本計画の終了年次には、施策分野ごとの目標や各年度の事業の評価結果、会議体の意見、社会状況等を踏まえて、施策や事業の見直しを行い、次期計画に反映します。



第2章 計画策定の背景（男女共同参画を取り巻く社会状況）

1 国際社会と日本の現状

国際社会においては、国際連合を中心とした動きと連動し、男女共同参画の取組が推進されています。

平成27年（2015年）9月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択され、「目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を促進する」が17の目標の一つに掲げられました。これを受け、平成28年（2016年）年5月には、G7伊勢志摩サミットにて男女格差の解消や、女性の進出について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のためのG7行動指針」が取りまとめられました。

さらに令和2年（2020年）には、UN Women（国連女性機関）によりCOVID-19の世界的流行の影響で女性・女児に対する暴力は増加していることが発表されました。COVID-19の発生以降、安全・健康・金銭面の不安が家庭内の緊張感や重圧を増幅させる中で、女性に対する暴力、特にドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の報告件数が増えている国があり、各国では様々な取組が行われています。

2 国の動き

平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成27年（2015年）には、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）が成立し、国や地方公共団体、企業において、女性活躍に関する状況の把握や「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられています。

平成30年（2018年）には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すこと等を基本原則としています。

令和2年（2020年）に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指すための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となることを目指して取組を進めるとされています。



3 県の動き

新潟県においても、女性の地位向上や男女共同参画の取組は、国際的な動向および国の施策を受けて行われてきました。

令和3年（2021年）3月に「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画（改定版）」を策定し、同年10月には、「第4回新潟県公民協働プロジェクト検討プラットフォーム共同宣言～『選ばれる新潟』の実現に向けて～」を、11月には、「女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言～輝く女性 ほくとう宣言～」をそれぞれ発出しました。

令和4年（2022年）には、「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を策定しました。

4 加茂市の動き

本市では、総務課に男女共同参画係を設置し、男女共同参画社会づくりに向けた取組をスタートしました。その後、男女共同参画に関する相談支援、女性の市政への参画推進等、男女がともに暮らしやすいまちづくり、女性活躍の推進に向けて取り組んできました。また、令和4年（2022年）に次期計画策定のための「男女共同参画についての市民・市職員意識調査」を実施し、計画策定に向けての準備を進めるとともに、本市の現状と課題を踏まえ、審議会です十分な検討を重ね、令和5年（2023年）3月に「加茂市男女共同参画推進計画」を策定しました。

5 社会情勢の変化

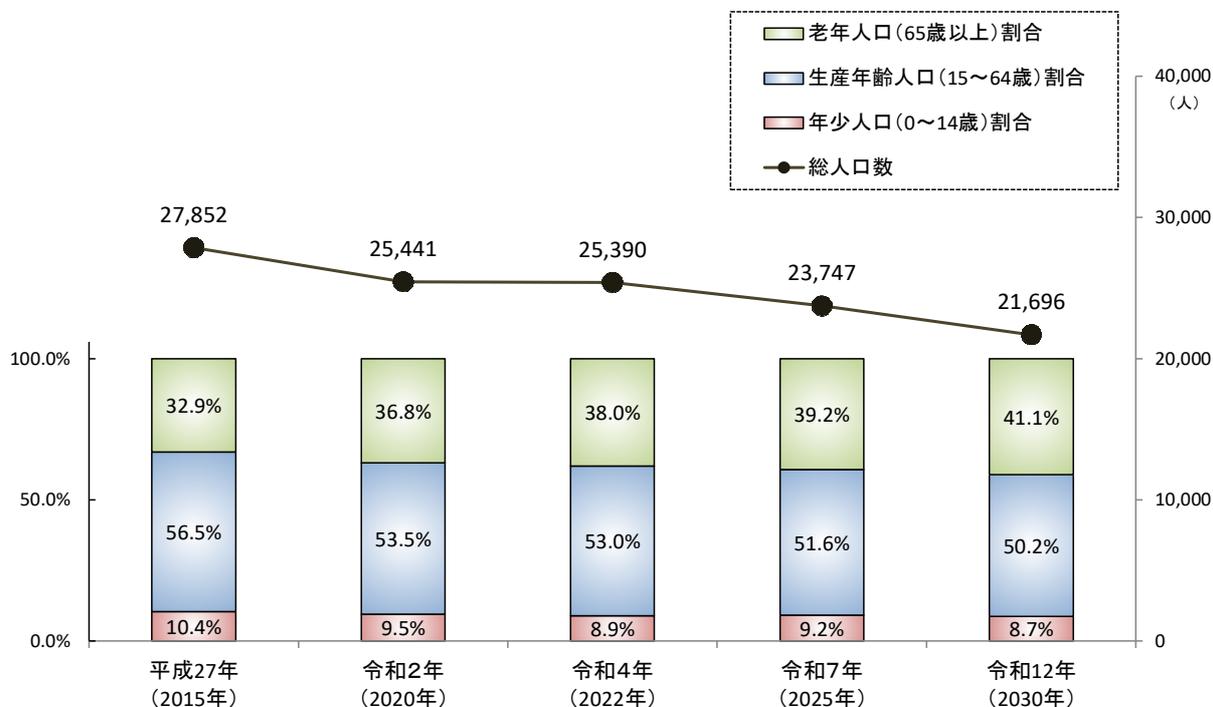
少子高齢化の急速な進行と人口減少社会の到来、AIやIT技術等の進歩、大規模災害の頻発化や世界規模の感染症拡大など、社会状況は著しい変化を続けています。このような中、「誰一人取り残さない」持続可能な社会への取組、多様性（ダイバーシティ）を尊重する社会への変革を継続して進めなければなりません。これらの変化に伴い、一人ひとりの個性を尊重し、お互いを認め合い、それぞれの能力を発揮する男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。

第3章 加茂市の男女共同参画の現状と課題

1 統計データからみた加茂市

(1) 人口等の状況

①総人口及び年齢階層別人口割合の見通し



※令和4年は住民基本台帳調べ値、

令和7年及び令和12年の総人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

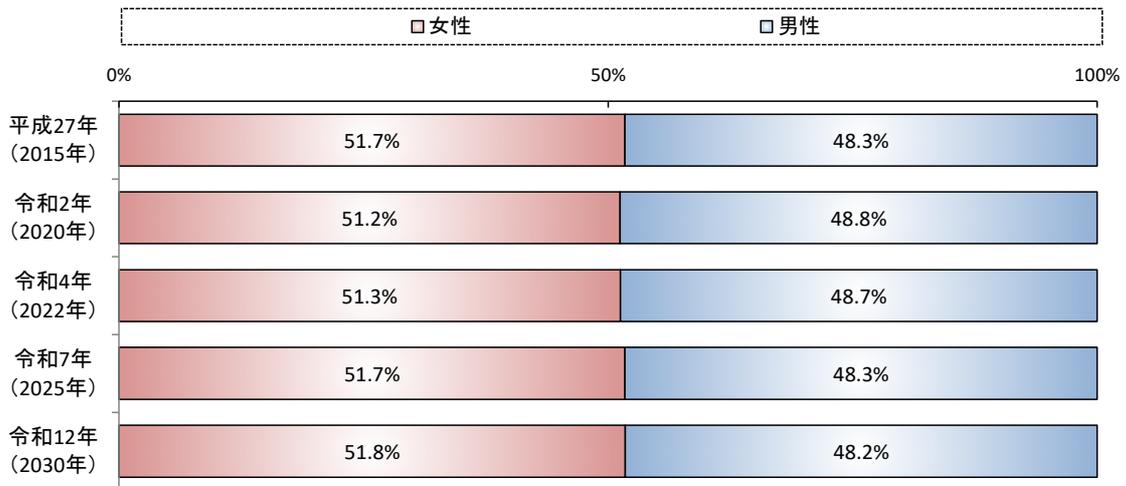
※総人口（総数）には年齢不詳を含むため、年齢別構成の合計は100%に一致しない場合があります。

資料：国勢調査<各年10月1日現在>、住民基本台帳調べ<令和4年1月1日現在>、
国立社会保障・人口問題研究所

本市の人口は、減少傾向にあり、令和12年（2030年）には2万1千人台になると推計されております。

また、年齢階層別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の占める割合はともに減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は、令和12年（2030年）には4割を超えると推計されています。

②男女構成比の推移



※令和4年は住民基本台帳調べ値、

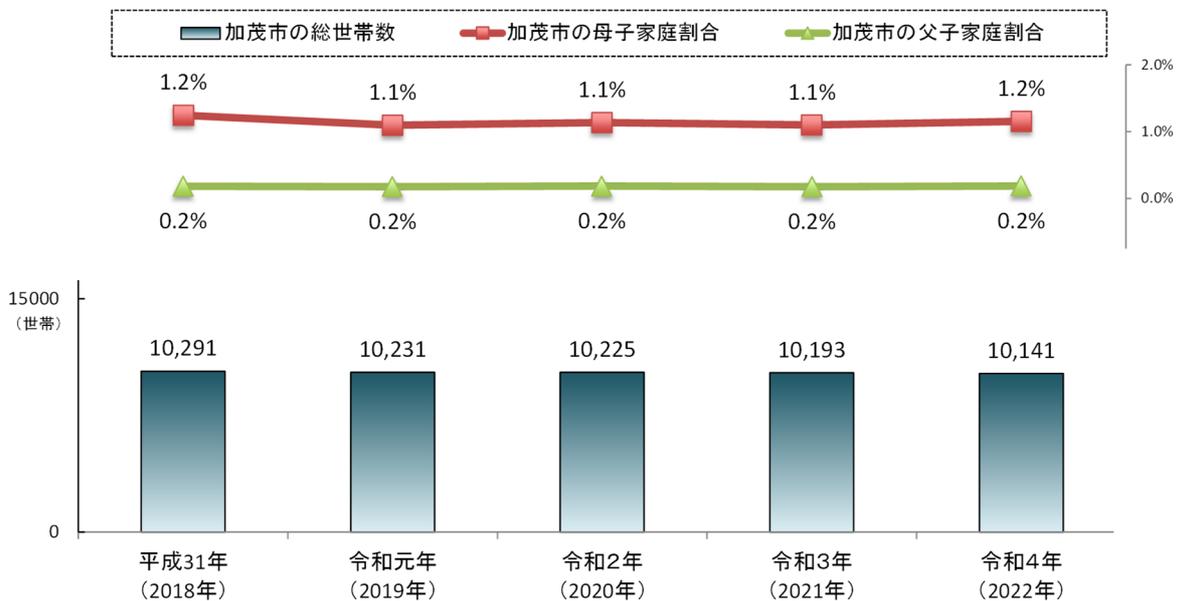
令和7年及び令和12年の総人口は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

※年齢不詳は除外した。

資料：国勢調査<各年10月1日現在>、住民基本台帳調べ<令和4年1月1日現在>、
国立社会保障・人口問題研究所

人口の男女構成比をみると、わずかに女性の割合が男性の割合を上回っており、構成は今後も同様に続くと推計されます。

③世帯数と母子・父子世帯割合の推移



※「世帯数」は外国人世帯を含む。

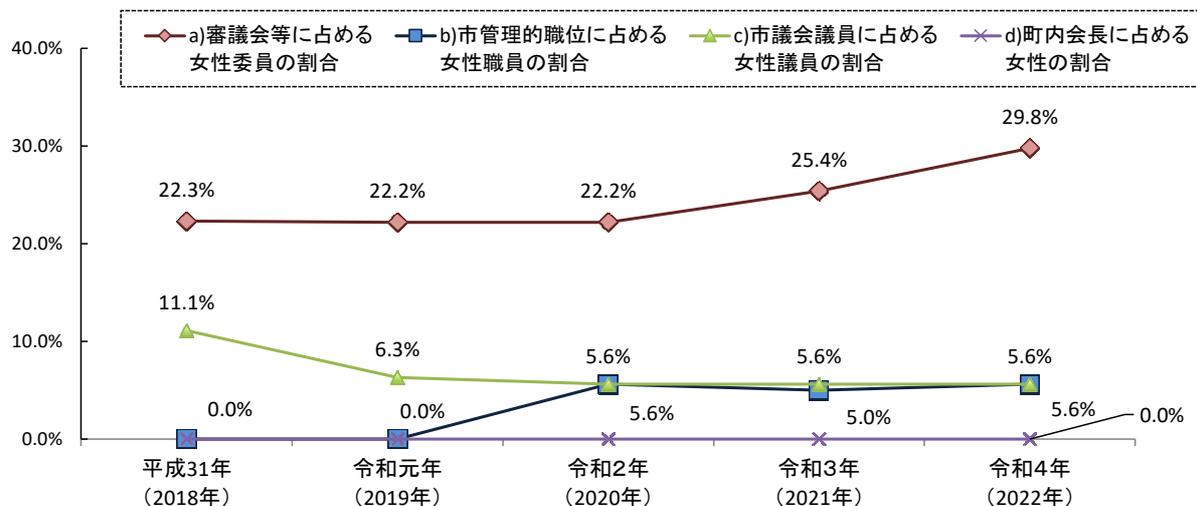
※割合算出の基となる「母子・父子世帯数」は各年4月1日時点での児童扶養手当の申請世帯数より算出しているため、実際の母子・父子世帯数とは異なる。

資料：「世帯数」は住民基本台帳調べ、「母子・父子世帯割合」は加茂市こども未来課調べ

世帯数、母子世帯及び父子世帯の状況を見ると、世帯数は緩やかな減少傾向にあります。母子世帯の割合は約1%、父子世帯の割合は0.2%で推移しています。

(2) 女性参画の状況

① 様々な場面における女性の参画状況



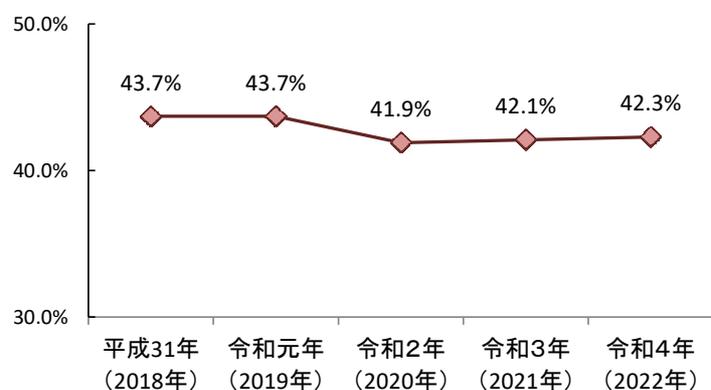
年度	a) 審議会等に占める女性委員の割合				b) 市管理的職位に占める女性職員の割合			c) 市議会議員に占める女性議員の割合			d) 町内会長に占める女性の割合			
	審議会等数	女性を含む審議会等数	委員数	女性委員数	女性比率 (%)	職員数	女性職員数	女性比率 (%)	議員数	女性議員数	女性比率 (%)	町内会長数	女性会長数	女性比率 (%)
平成31年 (2018年)	21	17	341	76	22.3%	18	0	0.0%	18	2	11.1%	85	0	0.0%
令和元年 (2019年)	22	18	351	78	22.2%	18	0	0.0%	16	1	6.3%	85	0	0.0%
令和2年 (2020年)	22	18	352	78	22.2%	18	1	5.6%	18	1	5.6%	85	0	0.0%
令和3年 (2021年)	26	22	394	100	25.4%	20	1	5.0%	18	1	5.6%	85	0	0.0%
令和4年 (2022年)	27	24	393	117	29.8%	18	1	5.6%	18	1	5.6%	85	0	0.0%

※「審議会等」においては、規則、要綱等で定める委員等を含む。

資料：加茂市総務課調べ

審議会等や市の管理的職位、市議会議員、町内会長に占める女性の割合は上記のとおりです。「審議会等」や「市管理的職位」といった市における女性の参画は年々進む傾向にありますが、地域（町内会長）においては、依然として女性の参画が遅れています。

② 市職員における女性職員の割合の推移



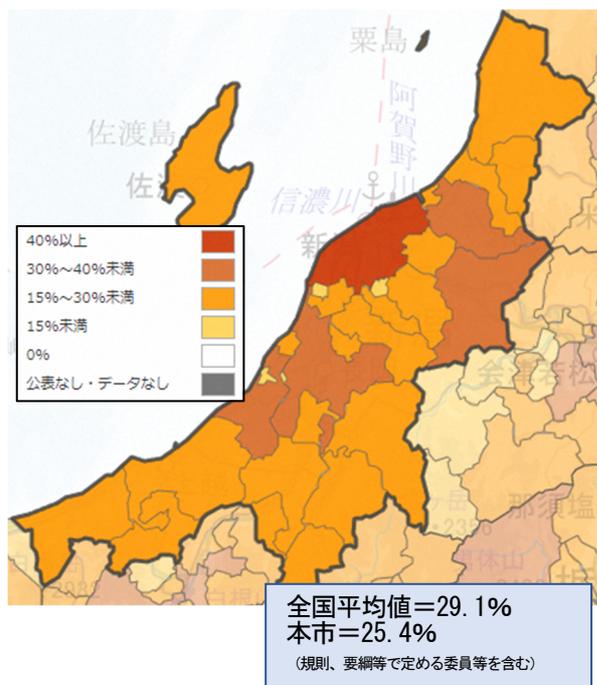
年度	市職員に占める女性職員の割合		女性比率 (%)
	職員数	女性職員数	
2018年 (平成30年)	229	100	43.7%
2019年 (令和元年)	229	100	43.7%
2020年 (令和2年)	229	96	41.9%
2021年 (令和3年)	228	96	42.1%
2022年 (令和4年)	227	96	42.3%

資料：加茂市総務課調べ

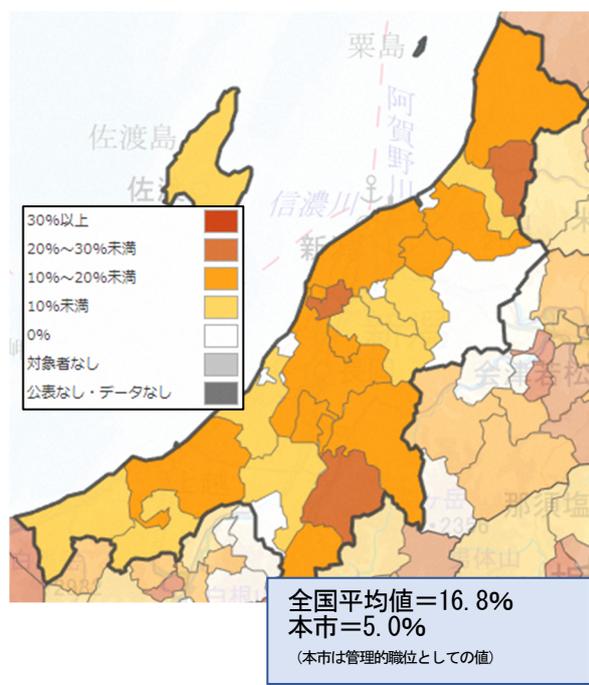
令和4年(2022年)現在の加茂市役所における女性職員の割合は42.3%を占めますが、管理的職位の割合と比較すると、依然として乖離がみられます。

《参考資料》新潟県市町村の女性参画状況(令和3年度)

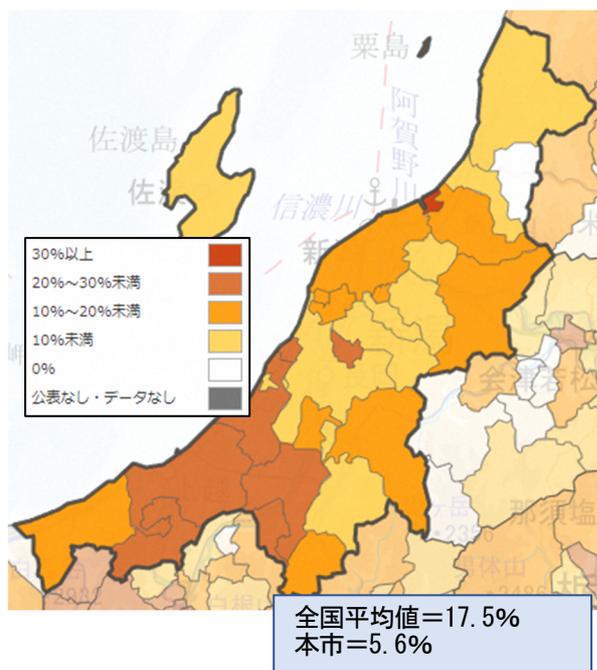
■審議会委員に占める女性の割合



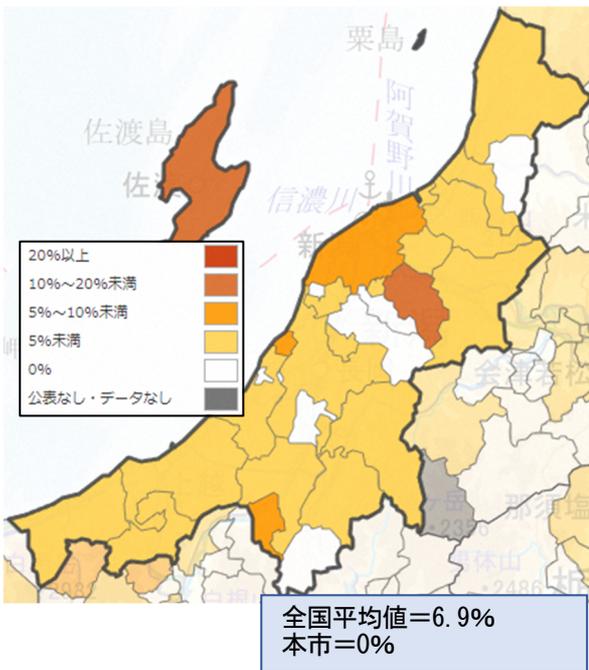
■行政職員に占める女性管理職の割合



■議会に占める女性議員の割合



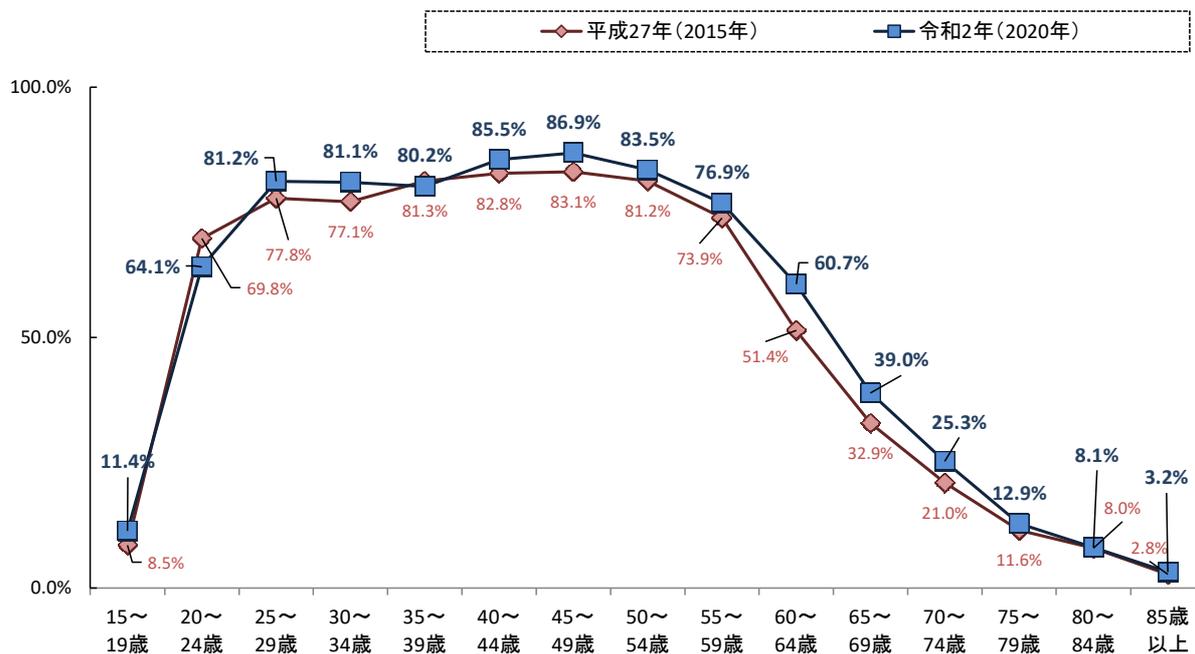
■自治会長に占める女性の割合



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

(3) 就労や雇用等の状況

①女性の年齢別就業率の推移

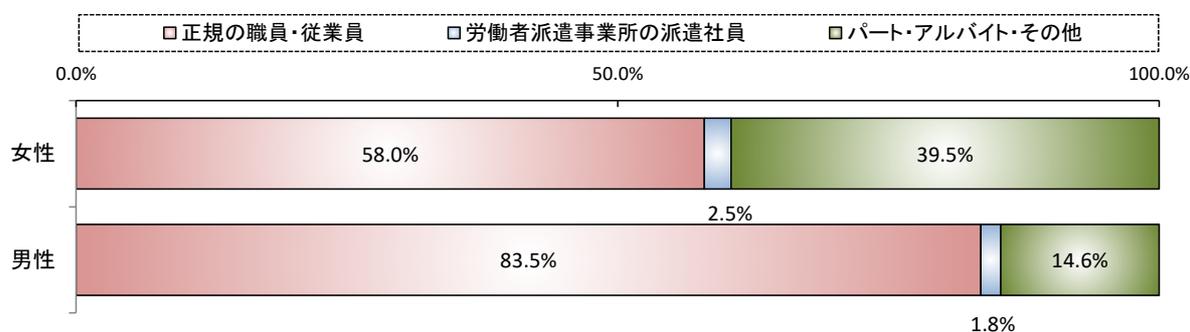


資料：国勢調査

令和2年（2020年）の本市における女性の就業率は、25歳から54歳まで80%以上となっており、55歳以降においても、平成27年（2015年）に比べて上昇がうかがえます。

また、女性の年齢別就業率は、近年までは出産・育児期に落ち込み、再び増加する、いわゆる「M字型曲線（M字カーブ）」を描く傾向をみせていましたが、近年ではそのカーブは緩やかになり、台形に近づいています。

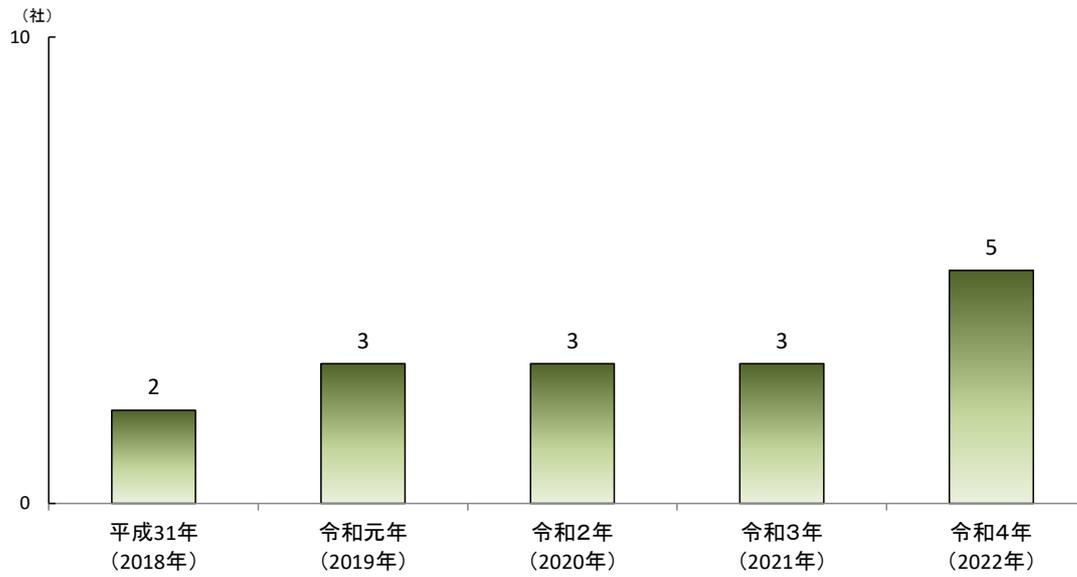
②雇用者の男女別雇用形態の状況



資料：令和2年（2020年）国勢調査

本市の男女別雇用形態の状況は、女性の約4割が「パート・アルバイト・その他」となっています。

③加茂市ハッピー・パートナー登録企業数の推移



資料：加茂市総務課調べ

男女共同参画社会実現への意識の高まりを受けて、本市内のハッピー・パートナー登録企業は年々増加しており、令和4年（2022年）は5社が登録しています。

2 意識調査からみえる市の現状

「男女共同参画に関する市民・職員意識調査」の概要

(1) 調査方法

- | | |
|---------|--|
| ① 調査地域 | 加茂市全域（市民意識調査） |
| ② 調査対象 | 市民意識調査：加茂市在住の満18歳以上の男女個人
職員意識調査：加茂市職員 |
| ③ 標本数 | 市民意識調査：2,000人
職員意識調査：364人 |
| ④ 標本抽出法 | 市民意識調査：住民基本台帳より無作為抽出
職員意識調査：全職員への悉皆配布 |
| ⑤ 調査方法 | 市民意識調査：郵送法（配布・回収とも）
職員意識調査：直接配布・回収 |

(2) 調査項目

【市民意識調査】

- ① 回答者の属性
- ② 男女平等について
- ③ 子育てや教育について
- ④ 男女の職業生活に対する考え方について
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスについて
- ⑥ 男女の人権について
- ⑦ 防災・災害復興対策について
- ⑧ 男女共同参画社会の推進に関することについて

【職員意識調査】

- ① 回答者の属性
- ② 男女共同参画などについて
- ③ 男女の職業生活に対する考え方について
- ④ ワーク・ライフ・バランスについて
- ⑤ 人権について
- ⑥ 男女共同参画に関する施策などについて

(3) 調査期間

市民意識調査：令和4年（2022年）8月17日から8月29日（調査票上の締切日）まで

職員意識調査：令和4年（2022年）8月5日から8月15日（調査票上の締切日）まで

(4) 回収結果

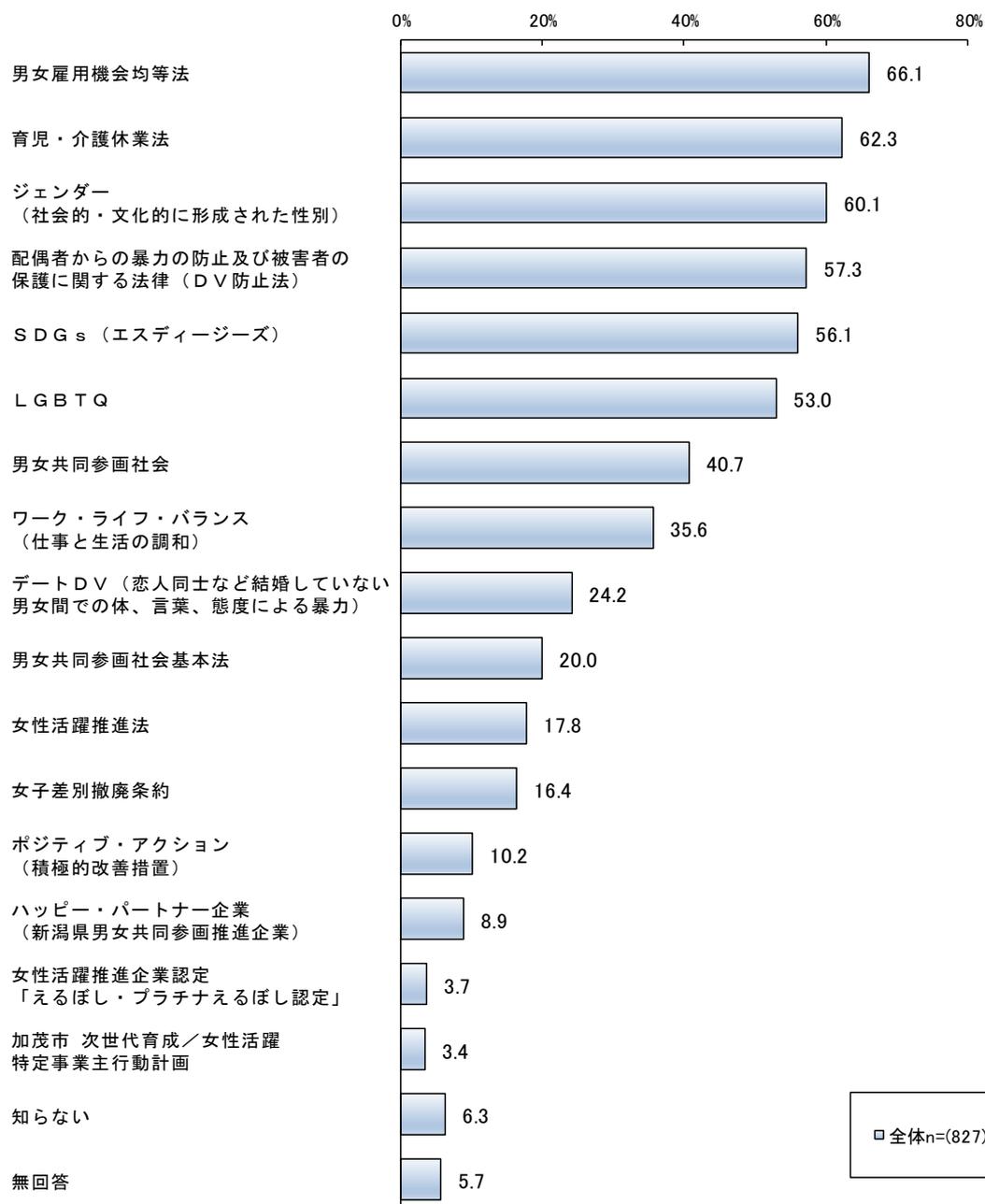
- | | |
|---------|------------------------------|
| ① 有効回収数 | 市民意識調査：827件
職員意識調査：250件 |
| ② 有効回収率 | 市民意識調査：41.4%
職員意識調査：68.7% |

(1) 男女共同参画の知識・意識について

①男女共同参画社会に関する用語の認知（市民意識調査・職員意識調査より）

【市民意識調査】

あなたは次の法律や名称を知っていますか。次の中からいくつでもお選びください。



法律や制度について、16項目をあげて認知度を調査しました。

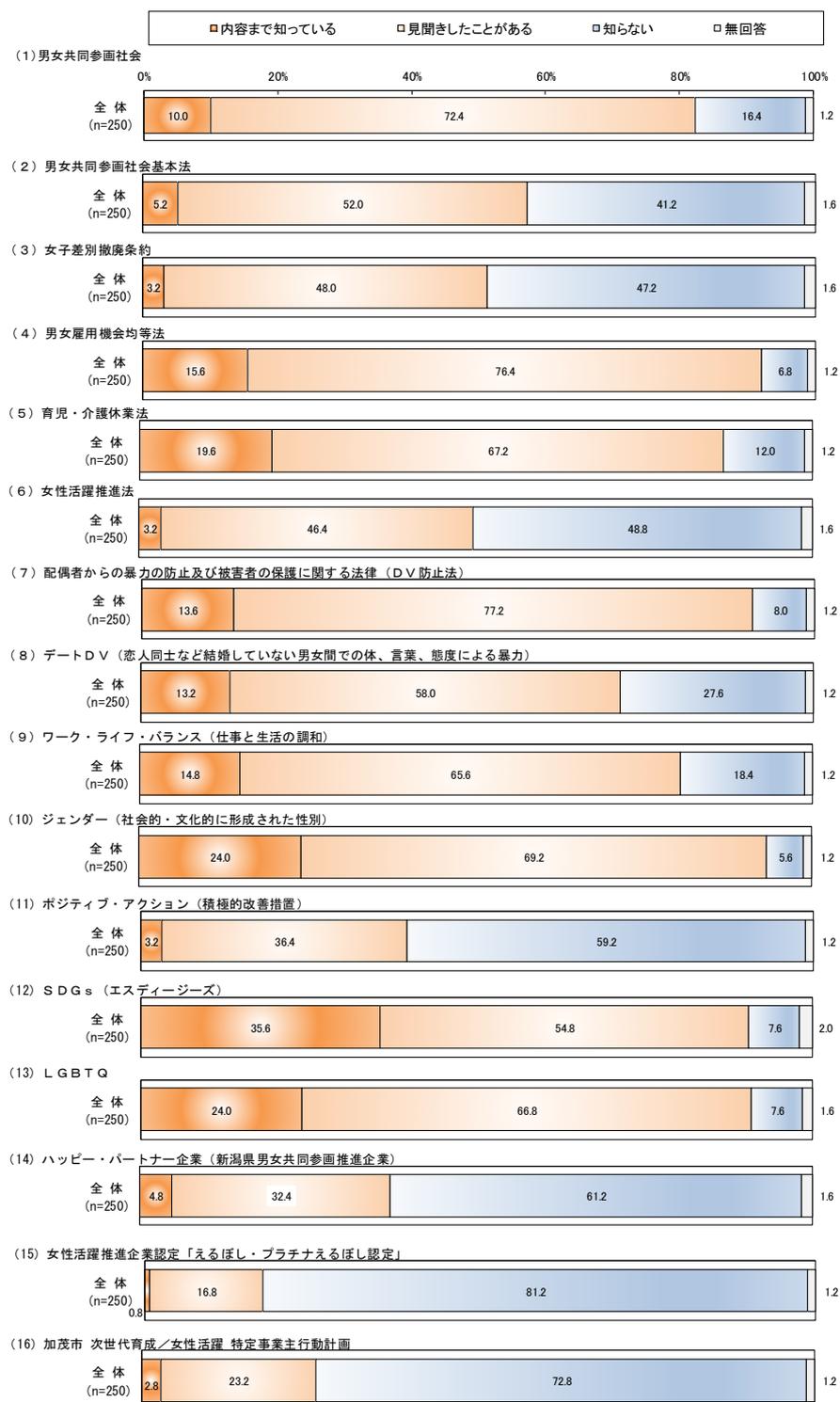
「男女雇用機会均等法」が最も高く、約3人に2人が知っています。

「育児・介護休業法」や「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が6割台で続いています。

一方で、「男女共同参画社会基本法」の認知は2割にとどまり、また、ここにあげた法律や制度を一つも知らない人も6.3%います。

【職員意識調査】

あなたは、次の男女共同参画に関する事項を、どの程度ご存知ですか。

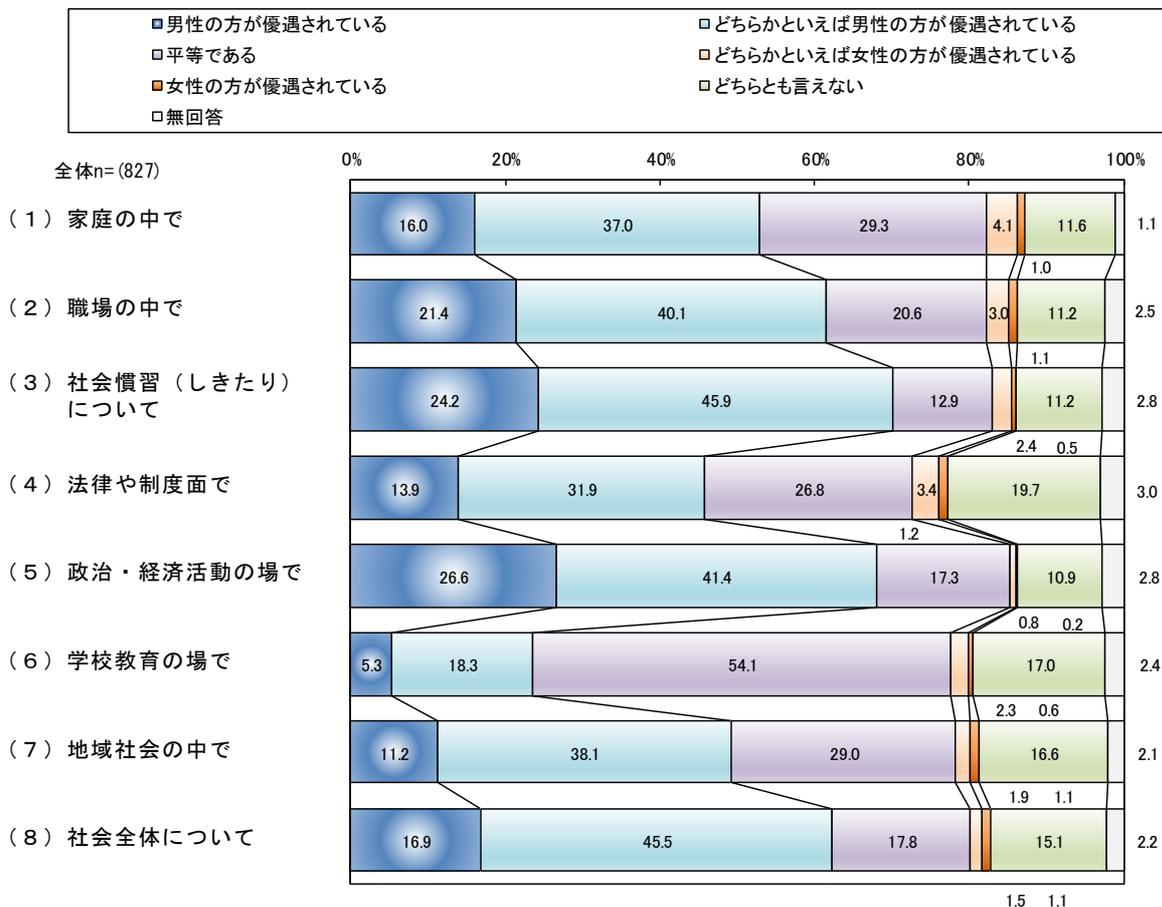


法律や制度について16項目をあげて認知度を調査しました。

『内容まで知っている』では、「SDGs（エスディージーズ）」が3割強で最も高く、『見聞きしたことがある』までを含めた認知では、「男女雇用機会均等法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」、「SDGs（エスディージーズ）」、「LGBTQ」が9割を超えています。

②男女の地位の平等感（市民意識調査・職員意識調査より）

【市民意識調査】

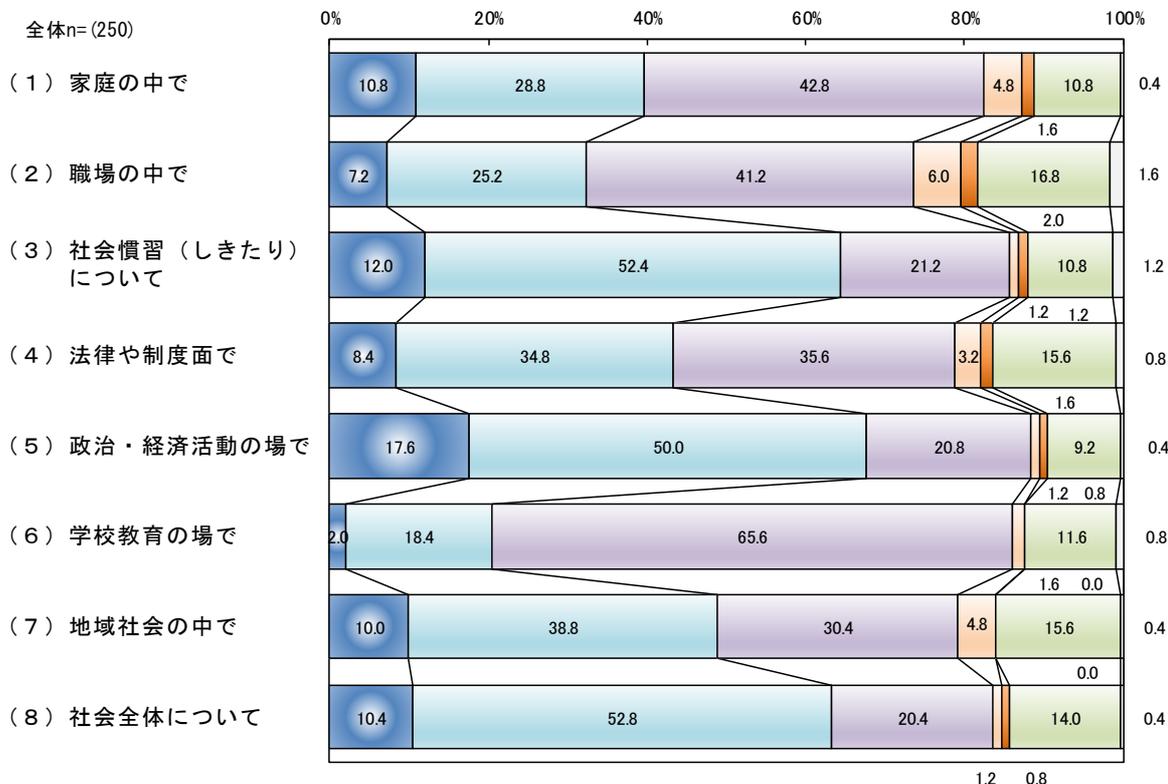


男女の地位の平等感について、「平等である」と回答した割合が最も高かったのは「学校教育の場」(54.1%)で、他の分野と比べて男女共同参画が一段進んでいると考えられます。

一方、「学校教育の場」以外の場面では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性が優遇されている』計の割合が5割を超えており、「職場の中」、「社会慣習（しきたり）について」、「政治・経済活動の場」、「社会全体について」では6割を超えています。

多くの場面で依然として男性優位の社会であると感じていることがわかります。

【職員意識調査】

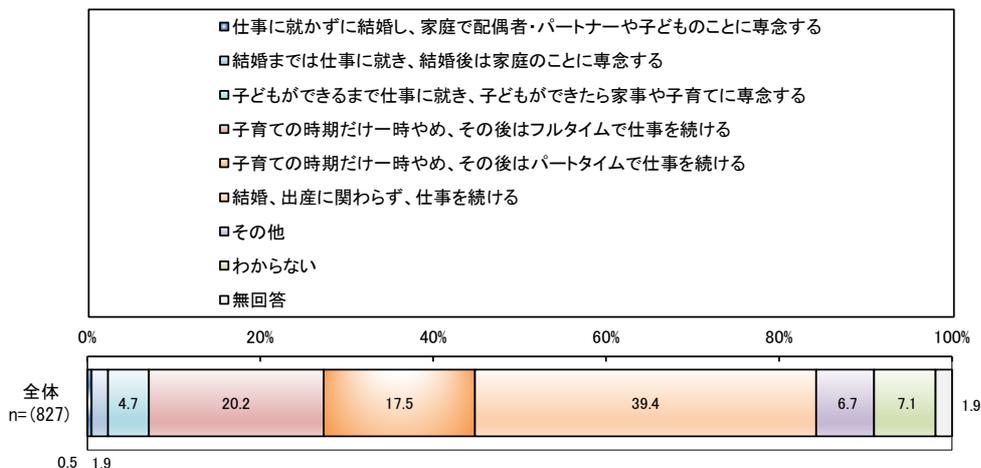


男女の地位の平等感について、「平等である」と回答した割合が最も高かったのは「学校教育の場」(65.6%)で、市民意識調査と同様な傾向が見られます。

反対に、不平等感が特に高かったのは、「政治・経済活動の場」や「社会慣習（しきたり）」について、「社会全体について」で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性が優遇されている』計の割合が6割を超えています。

(2) 女性の活躍について

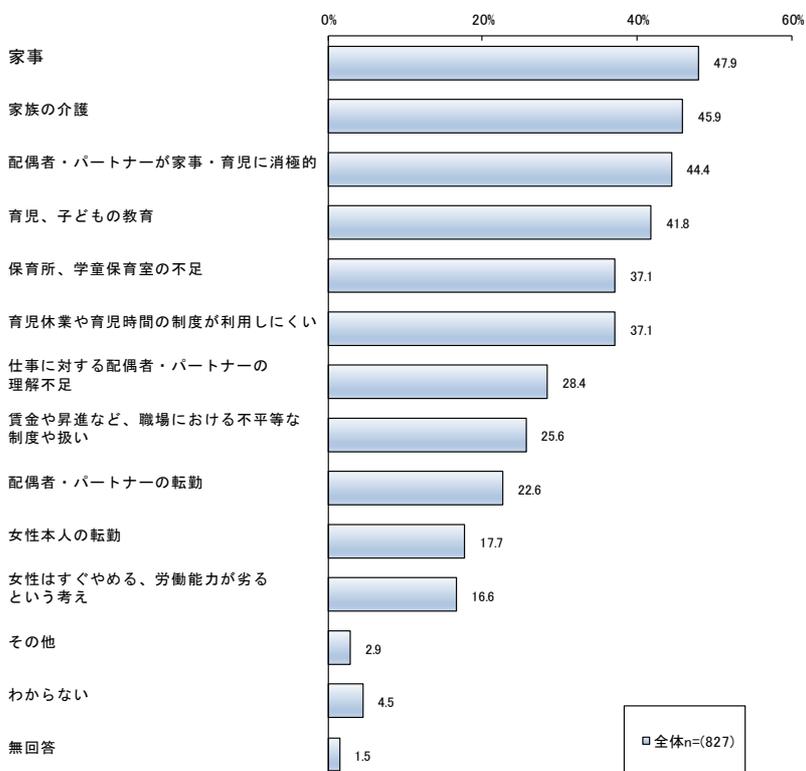
①女性の就労と結婚、子育てとの関係性についての考え方（市民意識調査より）



女性の就労と結婚、子育てとの関係性についての考え方は、「結婚、出産に関わらず、仕事を続ける」が最も高く、約4割を占めます。次いで、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」が約2割、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が2割弱となっています。

大多数は結婚や出産、子育て等の機に関わらず、仕事をもち続けることを是としています。

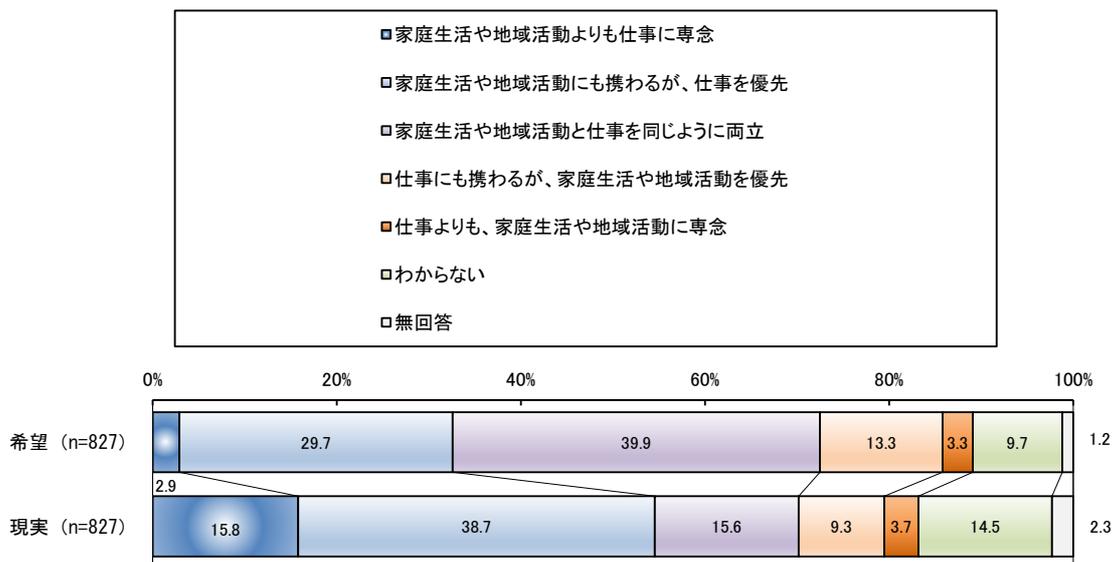
②女性が働き続ける上で困難だと思うこと（市民意識調査より）



女性が働き続ける上で困難だと思うことは、「家事」が5割弱で最も高く、次いで、「家族の介護」、「配偶者・パートナーが家事・育児に消極的」、「育児、子どもの教育」が続いています。

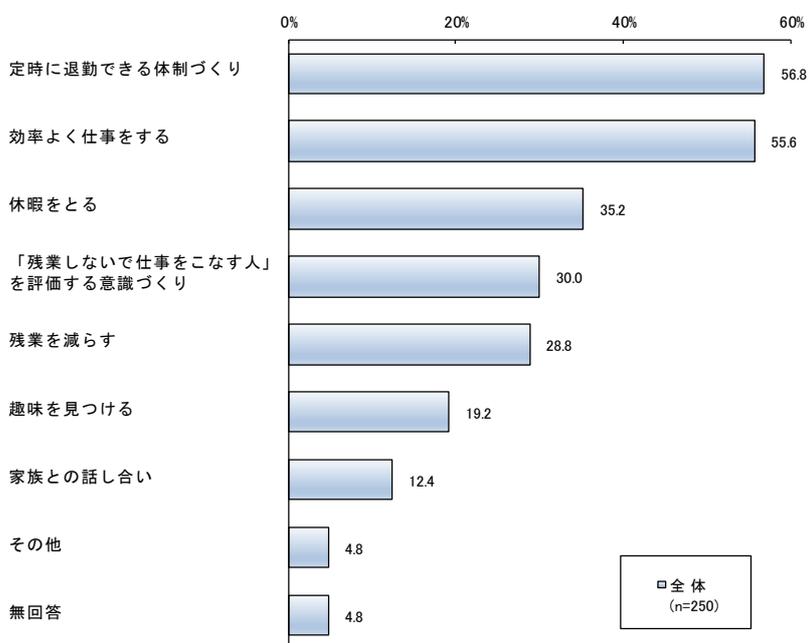
(3) ワーク・ライフ・バランスについて

①ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（市民意識調査より）



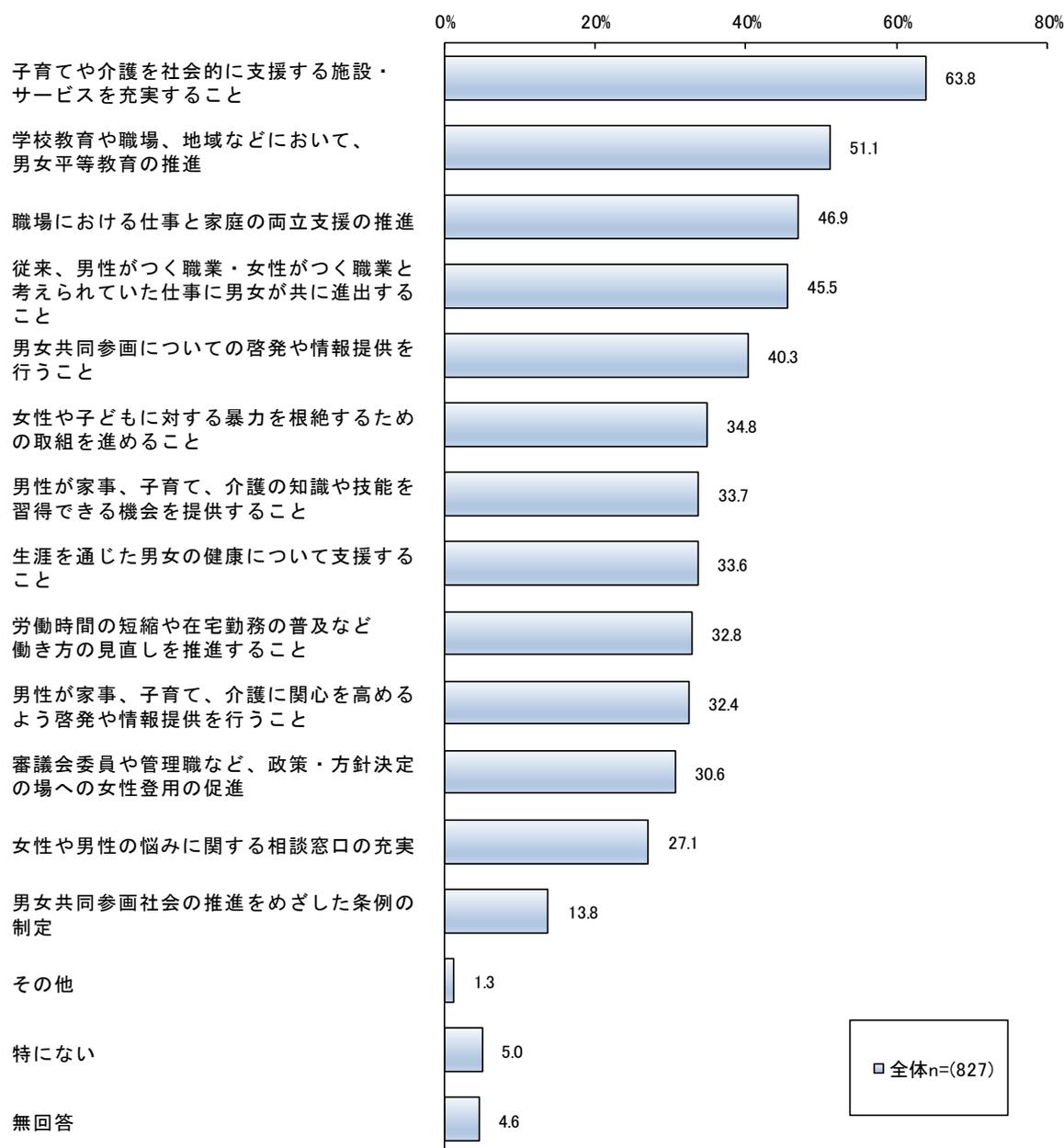
ワーク・ライフ・バランスについて【希望】と【現実】を比較すると、【希望】では「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立」が約4割を占め、最も高くなっていますが、【現実】では「家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先」が4割弱で最も高い状況です。【現実】での「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立」は1割台にとどまります。

②ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこと（職員意識調査より）



ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なことは、「定時に退勤できる体制づくり」、「効率よく仕事をする」の割合が高く、5割強となっています。「休暇をとる」が3割台でこれに続きます。

③男女共同参画社会を推進していくために力を入れてほしいこと（市民意識調査より）

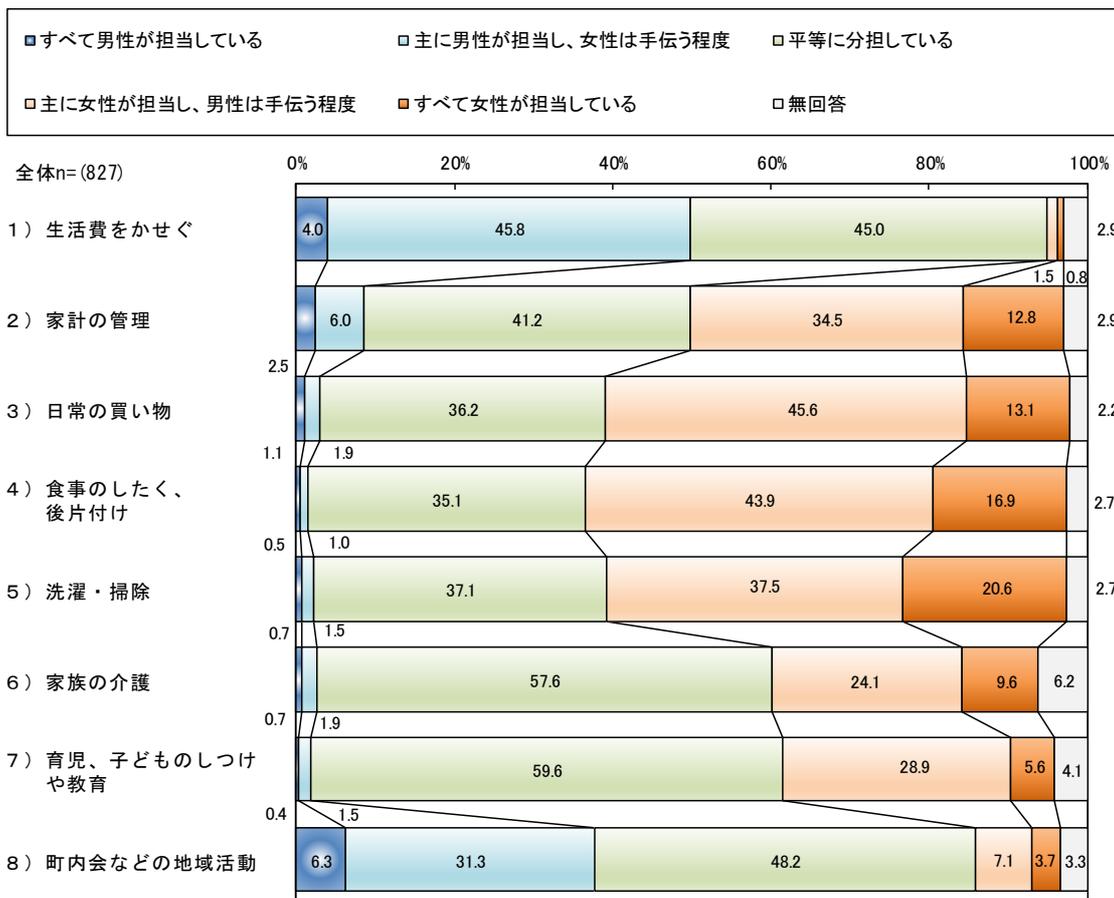


男女共同参画社会を推進していくために、「子育てや介護を社会的に支援する施設・サービスを充実すること」に力を入れてほしいと考える人が多く、6割強となっています。

「学校教育や職場、地域などにおいて、男女平等教育の推進」や「職場における仕事と家庭の両立支援の推進」、「従来、男性がつく職業・女性がつく職業と考えられていた仕事に男女が共に進出すること」、「男女共同参画についての啓発や情報提供を行うこと」への要望が続いています。

(4) 固定的な性別役割分担意識等について

①家庭生活における役割分担の状況（市民意識調査より）



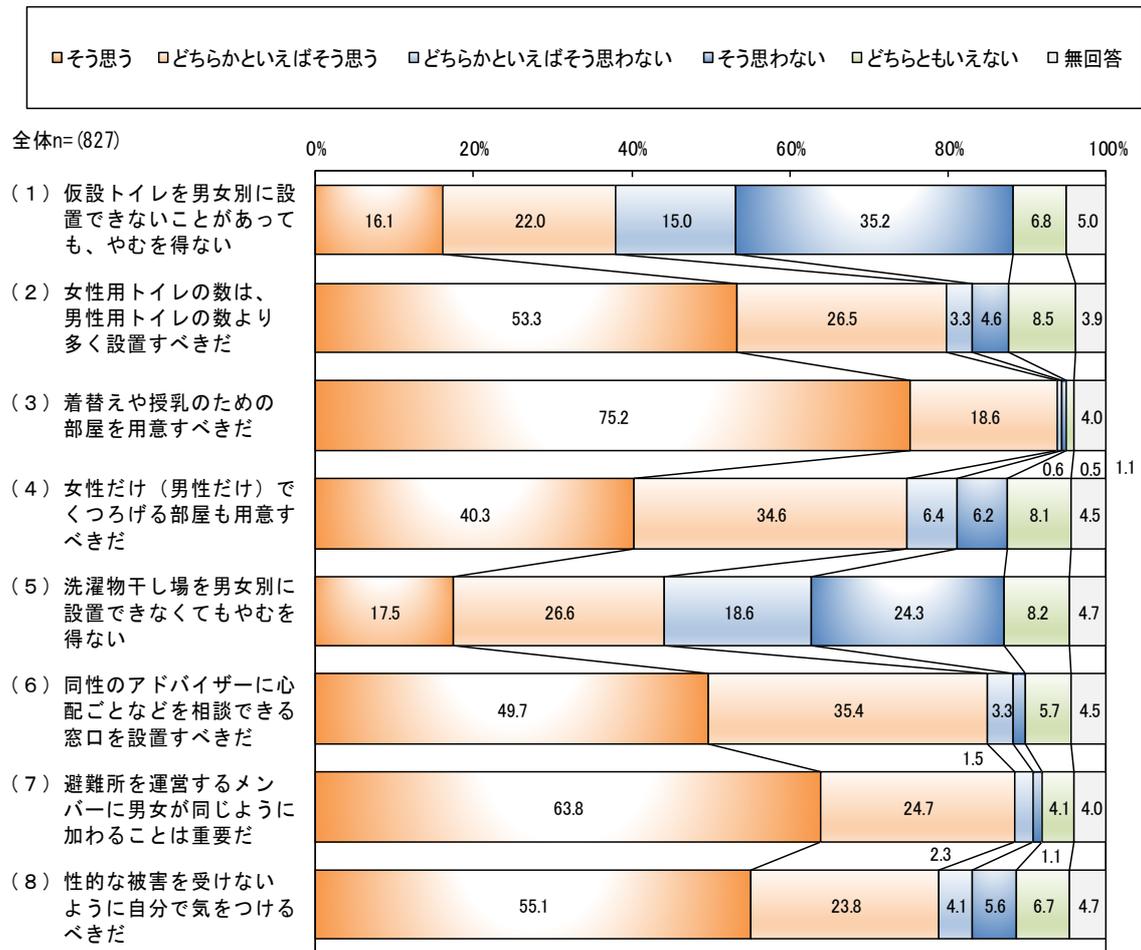
家庭生活における様々な役割分担については、性別分担、平等分担が明確にあらわれていません。

「すべて男性が担当している」と「主に男性が担当し、女性は手伝う程度」を合わせた『男性が担当』計の割合は、「生活費をかせぐ」が最も高く、「町内会などの地域活動」がこれに続きます。

「すべて女性が担当している」と「主に女性が担当し、男性は手伝う程度」を合わせた『女性が担当』計の割合は、「食事のしたく、後片付け」が最も高く、「日常の買い物」、「洗濯・掃除」、「家計の管理」が続いています。

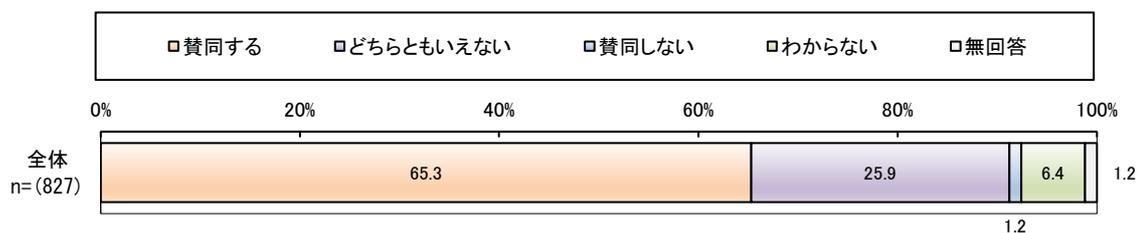
「平等に分担している」の割合は、「育児、子どものしつけや教育」と「家族の介護」が半数以上を占めています。

②防災・災害復興対策における性別に配慮した対応への考え方について（市民意識調査より）



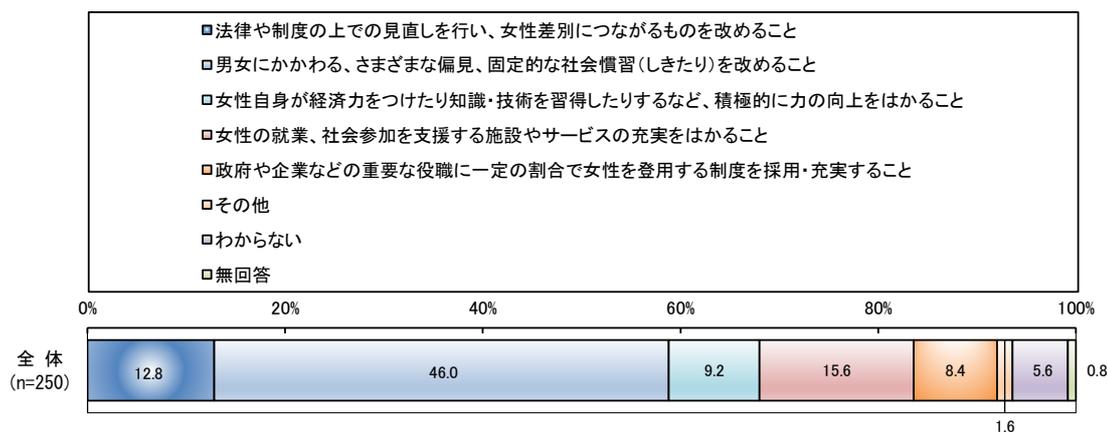
防災・災害復興対策における性別に配慮した対応への考え方について、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『思う』計の割合をみると、「着替えや授乳のための部屋を用意すべきだ」が最も高く、「避難所を運営するメンバーに男女が同じように加わることは重要だ」、「同性のアドバイザーに心配ごとなどを相談できる窓口を設置すべきだ」が続いています。

③女性の社会参加に関する考え方（市民意識調査より）



『これからの社会では、女性の社会参加を進めていく必要がある』という考え方についての賛否をきいたところ、約3人に2人が「賛同する」としています。

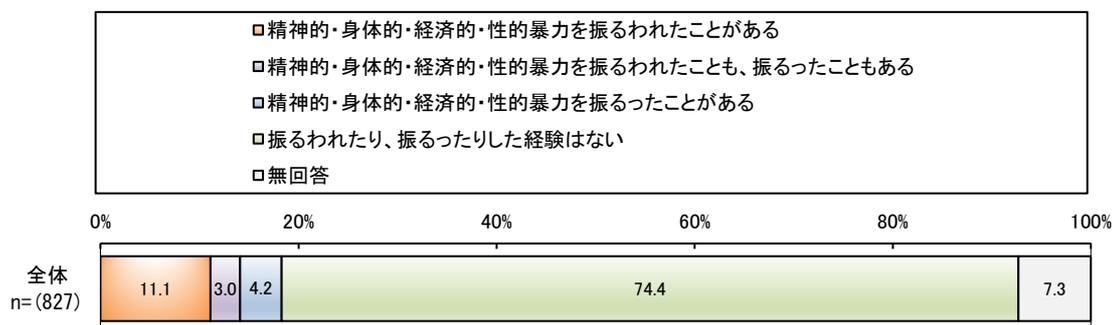
④男女が社会のあらゆる分野に参画していくために最も重要なこと（職員意識調査より）



今後、男女が社会のあらゆる分野に参画していくために最も重要なことは、「男女にかかわる、さまざまな偏見、固定的な社会慣習（しきたり）を改めること」の割合が最も高く、5割弱を占めています。

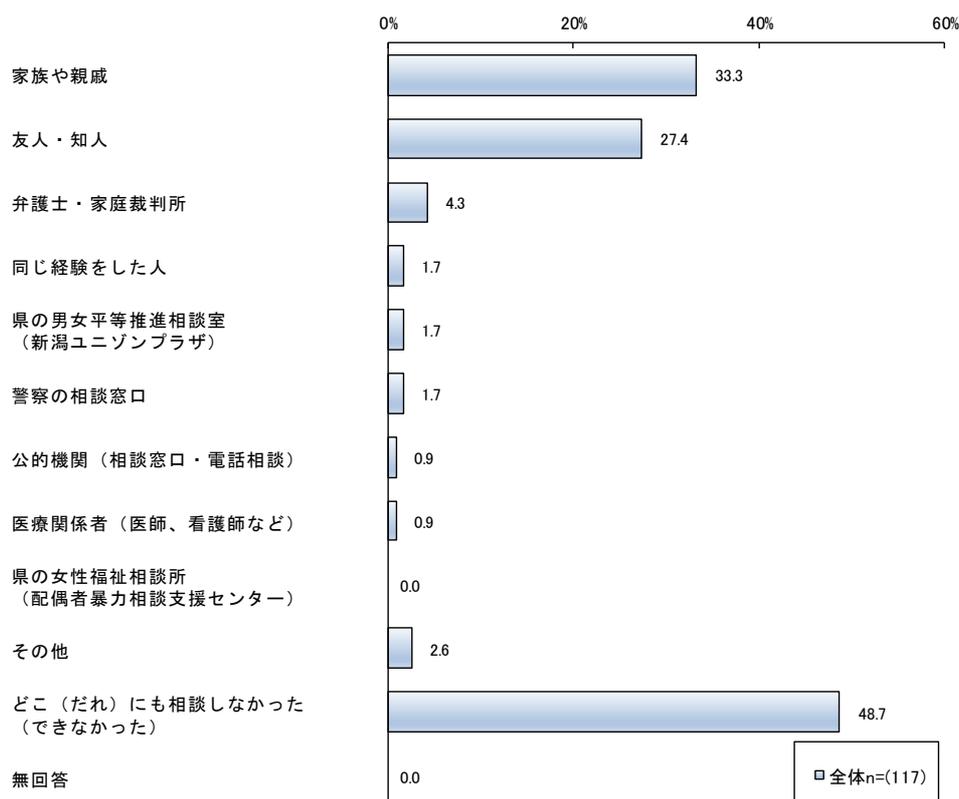
(5) DVについて

①配偶者や交際相手からの暴力の加害・被害経験（市民意識調査より）



配偶者などから精神的・身体的・経済的・性的暴力を「振るわれたことがある」が約1割、これに「振るわれたことも、振るったこともある」、「振るったことがある」を合わせた『DV等の暴力に関わった加害・被害経験を持つ人』は2割弱となっています。

②配偶者などからの暴力（DV）に関する相談先（市民意識調査より）



暴力（DV）の被害者に相談先をきいたところ、「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が5割弱を占めます。

相談先としては「家族や親戚」や「友人・知人」が多く、「公的機関（相談窓口・電話相談）」など社会の仕組みや制度として整備された相談先はほとんど利用されていない実態が浮き彫りとなっています。

3 加茂市が今後取り組んでいくべき課題

本市の現状を見ると、人口は減少傾向であり、高齢化率も年々高くなり、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。女性の雇用形態はパートやアルバイトの割合が高くなっています。今後も笑顔あふれるまち加茂市を築いていくためには、男女が共に個性と能力を發揮し、あらゆる分野に参画できるように男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる啓発や取組を行い、理解を深めていく必要があります。

市民意識調査の結果全体を見ると、固定的な性別役割分担意識、男女の平等感、男女共同参画に関する意識はある程度浸透してはいますが、学校教育の場では、「男女が平等である」と回答した割合が半数を超える一方で、社会慣習や政治・経済活動の場などでの平等意識は1割台にとどまり、男女共同参画社会の実現に向けては、さらなる啓発や取組が必要となっています。

こうした中、国が令和2年（2020年）12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を施策の三本柱とし、国と地方公共団体、民間団体等が連携体制を強化して取り組んでいくことが示され、それらを勘案した計画の策定が必要となっています。これらの点を踏まえ、本市における男女共同参画に係る課題は、以下のとおりと考えます。

(1) あらゆる場面における意識改革

家庭や地域、職場等において、固定的な性別役割分担意識が依然として強く残っていることがうかがえ、様々な分野における女性の活躍を妨げる要因となっています。市民意識調査においても、家庭や地域をはじめ、学校や職場等での男女の不平等感がある状況となっており、あらゆる場面における意識改革が重要となっています。

今後は、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生まないような意識啓発を行い、誰もがそれぞれの希望に応じて、様々な活動に積極的に参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

(2) 女性の働き方の改革

女性就業者の約4割が、パートやアルバイトなどの非正規雇用となっています。男女間の賃金格差や根強い男性中心型労働慣行、男性の家事・育児・介護にかかる時間の少なさ等により、女性は「結婚や出産を機に退職し、子どもがある程度大きくなったら家事・育児等を担いながら非正規雇用で働く」以外のキャリアプランをなかなか描きづらいのが現状です。多様な選択肢からそれぞれに合った生き方を選択できるよう、社会全体で働き方や家事等への向き合い方を見直していかなければなりません。



(3) 政策・方針決定過程における女性の参画拡充

政策・方針決定の場への女性の参画に向け、女性委員のいない、少ない審議会等については、さらなる取組を進めることが求められます。

あらゆる分野での女性活躍促進に向けて、女性のエンパワーメントに関する周知・啓発、事業者におけるポジティブ・アクションの促進等による、意識改革を進める必要があります。

また、若い女性の市外への流出が増大していることを踏まえ、市内の事業者・企業における女性の参画拡大、柔軟な働き方の実現等、女性が活躍できる地域づくりが地方創生の観点からも重要となります。

(4) あらゆる暴力の根絶

市民意識調査では、DVを受けた・行ったことのある人が2割弱あり、被害者のうち半数弱はDV被害を誰にも・どこにも相談しなかった人が占めています。相談しやすい相談窓口の充実や相談方法の周知、加害者も含めたDVに関する正しい知識の啓発が求められます。

被害者の支援に向けては、一時避難所となるシェルターの整備や支援する団体への支援、また、セクハラやパワハラ防止に向けては、事業者等と連携した取組を進めることが重要です。

第4章 計画のめざすところ

1 基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義づけられています。

本計画は、男女共同参画社会基本法を踏まえ、加茂市における固定的な性別役割分担意識や慣習を解消し、全ての人がともに対等な立場で、それぞれが個性と持てる能力を発揮し、多様な生き方や考え方、価値観を認め合う社会を構築するための施策を定めたものです。

また、この考え方は男女共同参画推進における普遍の理念です。このような背景から、本計画に定めた施策を推進する前提となる基本理念を以下のとおり定め、この理念をもとに各施策を推進していきます。

基本理念

**多様性を認め合い、
誰もが笑顔あふれるまち 加茂**

2 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

あらゆる分野における男女共同参画の推進

行政の政策・方針決定の場への男女共同参画をはじめ、家庭や地域社会等の身近なところでの男女共同参画への取組を推進します。

また、職場での意識や、組織の方針決定過程への男女共同参画、雇用や待遇等の男女平等、育児や介護との両立支援の充実等、就労における男女共同参画への取組を推進します。

市、市民、事業者との協働により計画全体を推進する体制をつくります。

基本目標 2

男女共同参画社会実現に向けた基盤の構築

社会のあらゆる分野において、誰もが対等な立場で参画できるよう、人々の意識の中に形成された固定的な役割分担意識の解消を図ります。

また、家庭や学校、職場、地域等のさまざまな分野において公平・公正な処遇が確保されるよう、積極的に意識啓発や広報等を行い、男女共同参画の推進に向けた基盤づくりを推進します。



基本目標 3

誰もが安心して暮らせる環境づくり

DVをはじめとした、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、どんな場合であっても男女を問わず決して許されるものではありません。これら、被害の中には被害者本人が生命の危険にさらされていたり、子どもへの虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、市役所内関係課・関係機関等との連携を強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。

また、性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し合うことが必要であり、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりを推進します。

さらに、男性が中心となりがちな防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災体制づくりを推進します。

3 計画の体系図





第5章 計画の内容

男女共同参画を推進するための施策のうち、今後の5年間で特に重要であり、加茂市男女共同参画推進計画審議会や市民からのニーズの多い施策を重点施策（施策の方針）として、推進していきます。

1 本計画期間の重点施策（施策の方針）

（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市の審議会等の女性委員選任や、女性職員の職域拡大及び管理職等への登用、事業者等への女性活躍に向けた支援により、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性参画の拡大を図ります。

（2）ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て環境の充実を図り、長時間労働の削減などの働き方改革や、男性の育児休業の取得を促進するほか、多様な人々が活躍できるよう、ライフスタイルに対応した多様かつ柔軟な働き方の導入の重要性等について周知するとともに、事業者等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

（3）男女共同参画推進のための教育・学習の充実

すべての世代において男女共同参画についての意識や男女平等意識を浸透させるため、子どもの家庭教育や、保育施設、学校における教育を推進するとともに、生涯学習の充実を図ります。

（4）あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶を目指し、DVを防止するための市民への周知・啓発に加え、適切な相談対応を含めた被害者支援に取り組みます。

（5）困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる社会を実現するため、相談しやすい環境の整備や、生活・子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

2 施策の展開

基本目標 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

【加茂市女性活躍推進計画】



【現状と課題】

これまで本市における審議会等委員への女性の積極的登用については、令和4年度(2022年度)における審議会等委員に占める女性の割合は、29.8%であり、より一層の女性登用率の向上に努めなければなりません。

男女共同参画に関する市民意識調査の結果(以下「調査結果」という)をみると、働く場において、仕事の内容や待遇についての男女差は、「賃金・昇給・手当」、「昇進・昇格・幹部職員への登用」に『男女差がある』の割合が高く、半数弱となっています。

職場における女性の参画拡大、男女間格差の是正や女性の能力発揮を促進するための支援も重要です。そのため、女性に対する就労支援と共に、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことも必要です。また、女性の経営参画を支援することと併せて、育児・介護等の負担を軽減するための取組も求められています。

働くことを希望する全ての人々が仕事と家事・育児・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する取組が必要です。また、男性の仕事中心の意識の改善に向けた啓発をするために、より多くの市民への情報を提供するのに効果的な方法を検討し、展開する必要があります。

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。今後も、一人ひとりが協力しながら家庭生活や地域社会における男女共同参画を推進していくことが求められています。

施策（施策の方針） 1－（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点施策

あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会等委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用を図ります。

また、女性のエンパワーメント支援のための講座や講演会を実施し、女性活躍の促進を図ります。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
1	女性の政策・方針決定過程への参画推進	市審議会等の女性の参画促進： 市全体の女性委員登用率が半数に近づくよう、庁内各課に向け、積極的な働きかけを図ります。
2	女性の人材育成・エンパワーメント支援	市女性職員の活躍支援： 女性職員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、女性職員のキャリア形成支援に取り組みます。また、育児休業中の研修受講を支援し、スキルアップやキャリアアップを支援します。
3		女性のエンパワーメント支援のための学習機会・情報の提供： 女性のエンパワーメント支援につながる講座や講演会の開催、学習機会の情報提供を行います。
4		男女共同参画に関する事業を行う団体等への支援： 男女共同参画に関する事業を行う団体等に対し、異業種交流の機会を提供する等、女性の交流を促します。

■ 成果指標

成果指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
審議会等委員に占める女性の割合	29.8%	40%
市管理的職位（課長相当職）に占める女性職員の割合	5.6%	30%

施策（施策の方針） 1－（2）産業・就労の分野や身近な地域における女性の活躍推進

男女の均等な雇用機会と待遇の確保を推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、事業者による積極的改善措置（ポジティブ・アクション）などの取組を促進します。

また、各種ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、事業者や市民に対する啓発活動を進めます。

さらに、事業主に対し再雇用制度の普及・啓発に努めるとともに、女性の就労支援として学習機会の提供や就職や起業等の情報提供の充実を図ります。女性活躍推進の必要性を事業者に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍や多様性の推進に取り組む事業者が増えるよう、啓発や情報発信などを行います。

身近な地域においては、活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
5	産業・就労の分野における均等な雇用機会と待遇の確保の推進	男女雇用機会均等法の周知： 男女雇用機会均等法等の周知に努めるほか、母性保護、母性健康管理、不妊治療等に対する職場での理解を深めます。
6		性別問わず働きやすい環境づくり： パートタイマーや派遣労働者の就労条件向上のため、パートタイム労働法や労働者派遣法等の周知を図り、多様な形で就労できる環境づくりに努めます。
7		キャリア形成教育の推進： 個々の能力が発揮できるよう社内教育やキャリアアップ研修の開催を企業、事業所等に働きかけます。
8		市職員の男女平等の推進： 幅広い分野の職務を経験させ、能力主義のもと、採用や昇任・昇格等における男女平等を推進します。
9		女性の起業家・自営業者に対する支援： 自営業等で働く女性に対し、労働条件や待遇等の明確化を図るため、関係法令の周知等に努めます。また、起業に役立つ情報の提供、支援を行います。
10		女性が管理職を希望しやすい職場環境の整備： 事業者に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促し、女性が管理職を希望しやすい職場環境の整備に対する支援を行います。
11	女性の活躍への支援	起業やスキルアップのための講座・講演会、相談の対応： 起業家育成講座や創業フォーラム・セミナーなどの実施、起業、起業、キャリアに関する相談対応により、女性活躍を推進します。

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
12	女性の活躍への支援	<u>再就職支援情報の提示</u> ： 再就職者向けの相談機関の提示、技能向上のための職業訓練・学習機会、助成制度等の情報を提示します。
13		<u>女性の再就職支援事業</u> ： 女性の再就職支援研修や多様で柔軟な働き方に関する講座などを開催し、女性活躍を推進します。
14		<u>女性の職業生活における情報の提供</u> ： 女性の職業生活における活躍の推進に向けた情報の提供を推進します。
15	地域活動における男女共同参画の推進	<u>地域における女性リーダーの育成</u> ： 地域の方針決定の場への女性の参画を推進します。

■ 成果指標

成果指標項目	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
創業・起業に関する女性の相談件数	2件	6件
市職員に対する研修の実施数	未実施	年1回以上

施策（施策の方針） 1－（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

重点施策

働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、多様な人々が活躍できるようなライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について、関係機関と連携して周知します。また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、事業者等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行うとともに、経営者・管理職の理解促進への取組を強化します。

子育てに関する負担感や悩み、不安を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、保育園・幼稚園・認定こども園等への入園・入所待機児童の解消を目指した保育施設等整備と保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
16	仕事と家庭生活等を両立するための環境整備	<u>ワーク・ライフ・バランスのための情報提供</u> ： 育児・介護等の関係法令、助成制度等を周知するとともに、柔軟な働き方の一つでもあるテレワークの普及促進を図り、ワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。
17		<u>ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定の検討</u> ： ワーク・ライフ・バランス、両立支援等に積極的に取り組む事業者の認定制度の検討を開始します。
18		<u>ワーク・ライフ・バランス推進事業者に対するインセンティブ付与の検討</u> ： ワーク・ライフ・バランス、両立支援等に積極的に取り組む事業者に対する市の入札参加資格インセンティブ付与の検討を開始します。
19		<u>庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進</u> ： 働き方改革関連法に基づき、残業時間の上限規制、有給休暇取得促進等に取り組むとともに、勤務形態の一つとしてテレワークの定着・活用を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。
20		<u>テレワーク等の推進のための啓発</u> ： テレワーク・在宅勤務の推進と、それに伴う家庭での家事分担等について、啓発を行います。
21	子育て環境の充実	<u>多様な保育サービスの充実</u> ： 「延長保育」、「休日保育」、「一時預かり保育」、「病児・病後児保育」、「学童保育」など、保護者の就労形態や子どもの状況などに応じたきめ細かな保育サービスを提供します。
22		<u>子育て世代包括支援センター等の運営</u> ： 常設の加茂市乳幼児あそびの広場、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業のほか、子育て世代包括支援センターでの妊娠、出産、子育てに関する相談や情報提供を行い幅広いサービスを提供します。

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
23	子育て環境の充実	妊娠・出産・子育てに関する助成制度： 乳幼児医療助成、不妊治療費の助成等、子育てや出産に関する各種助成制度の周知を図り、経済的支援を行います。
24	経営者・管理職の意識向上のための取組強化	経営者・管理職の意識向上のための取組： 部下のワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍、男性の家庭参画に対する経営者や管理職の理解を深めるため、関係団体と協力しながら「イクボス」の輪を広げ、学び合いを実施します。

■成果指標

成果指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
ワーク・ライフ・バランスの満足度（市民意識調査より） 「満足している」人の割合	58.5%	80%
ハッピー・パートナー登録企業数	5社	10社

基本目標 2 男女共同参画社会実現に向けた基盤の構築



【現状と課題】

これまでも本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画意識の醸成のための広報や啓発に努めてきました。

調査結果をみると、「子どもが小さいときには母親が子育てに専念する方がよい」という固定的性別役割分担意識に対して、「そう思う（「どちらかといえばそう思う」を含む）」の割合が 41.9%となっており、固定的性別役割分担意識が根強く残っている分野もみられます。男女共同参画意識の向上を図るため、より効果的な啓発に努めるとともに、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象とした教育・学習を充実させることが重要です。

また、調査結果によると、家庭生活における家事、育児等のすべての項目において、女性が行っている割合が高いのが現状ですが、男性の育児休業や介護休業取得については、「積極的に取得すべきである」と回答した割合が最も高く、43.5%となっています。男女共同参画に関する男性の理解を促進するとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援を行うことが必要です。

性の多様性や性的少数者（LGBTQ等）については、昨今の意識の高まりを反映し、調査結果においても、「LGBTQ」という言葉を知っている割合が 53.0%と高い認知度を示す一方、「男同士、女同士の結婚を認めるべきだ」という考え方に対しては「そう思う（「どちらかといえばそう思う」を含む）」の割合は 35.3%となっています。このような現状から、多様な性を尊重する意識を醸成し、性的少数者への理解を深め、周知啓発を行う際には、細やかな配慮を図る必要があります。

施策（施策の方針） 2－（1）男女共同参画意識の向上

男女共同参画への理解を深め、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、男女が対等な関係を築くため、慣習やしきたりの中に残る固定的性別役割分担意識の存在を認識し、そのような考え方を見直せるよう、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めるとともに、多様性の観点を踏まえた性的少数者（LGBTQ等）に関する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
25	男女共同参画を推進する啓発の充実	男女共同参画推進のための啓発： 男女共同参画意識の向上を図るべく、あらゆる世代に向けて、継続的かつ効果的な啓発に努めます。
26		男女共同参画に関する各種情報の提供： 市のホームページや広報誌、リーフレット等により、男女共同参画に関する各種資料や等視聴覚教材、各関係機関の紹介などの情報提供を行います。また、条約、法令、条例等の周知を図ります。
27	人権に配慮した男女共同参画の推進	人権意識啓発の推進： 児童・生徒や市及び事業者のイベントを通して、市民への人権意識の啓発に取り組みます。
28		性の多様性や性的少数者（LGBTQ等）に関する理解促進： 人権教育・人権啓発活動を通して、性の多様性及び性的少数者（LGBTQ等）の方への理解促進に努めます。 小学校・中学校においては、人権尊重を全ての教育活動の基盤に据え、発達段階に応じた性の多様性等について理解の深化に努めます。
29		性的少数者（LGBTQ等）の人権に配慮した男女共同参画の推進： 性的少数者（LGBTQ等）を含めた人権に配慮した男女共同参画を推進します。
30	ジェンダー平等への取組	各種統計や調査結果の活用： 市が実施する各種調査や統計データの男女別データを市民に発信し、意識啓発を行うとともに、市が策定する各種計画や施策への反映に努めます。
31		ジェンダー平等に配慮した広報： 広報等において、言葉づかいや文章表現・写真・イラスト等の使用について、ジェンダー平等の視点に配慮し作成します。
32		SDGsへの取組： SDGsの目標の1つである「ジェンダー平等の実現」への取組を推進するとともに、市民・事業者等に向けた普及啓発を図ります。

■成果指標

成果指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
「子どもが小さいときには母親が子育てに専念する方がよい」に同意しない人（市民意識調査より） 「そう思わない、どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合	38.8%	50%
「社会慣習（しきたり）」における男女平等意識（市民意識調査より） 「平等である」と回答した人の割合	12.9%	20%
「LGBTQ」の認知度（市民意識調査より） 「知っている」と回答した人の割合	53.0%	80%
「男同士、女同士の結婚を認めるべきだ」に同意する人（市民意識調査より） 「そう思う、どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	35.3%	50%

施策（施策の方針） 2－（2）男女共同参画推進のための教育・学習の充実

重点施策

男女平等意識をすべての世代に浸透させるため、親等の保護者たちに対する子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実に努めるとともに、子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう男女平等教育を推進します。

また、固定的性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切にする学習の充実を図ります。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
33	男女共同参画を推進する 社会教育・家庭教育の充実	男女共同参画に関する講座・講演会の開催： 加茂文化会館や公民館、事業者の理解と協力を得て、男女共同参画に関する講座や講演会、交流会を実施し、男女共同参画意識の向上に努めます。
34		関係機関等へ向けての研修： 自治会役員や民生委員・児童委員等の地域で活動する方に向けて、庁内関係各課と連携を図りながら、男女共同参画に関する研修の機会を提供します。
35		庁内や議会における男女共同参画の推進： 庁内男女共同参画推進担当員の積極的な活動を支援するとともに、新採用職員や職員研修において、男女共同参画への意識の向上を図ります。 議員に向けての研修機会の提供に努めます。
36		関連図書や資料の収集・整備： 男女共同参画関連図書等の収集・整備に努めるとともに、企画展示などを通じて所蔵のPRを積極的に行います。
37		人権についての講演会・講座等の実施： 様々な人権問題への関心を高め、身近な問題として捉えることができるよう、人権講演会や講座等、あらゆる場を通じて生涯にわたる学習機会を提供します。
38		指導者向けの人権教育研修会の実施： 教職員、PTA、市職員を対象とした、性的少数者への配慮も含めた人権教育研修会を実施します。
39		事業者に向けた人権研修： 講演会やワークショップ等により、地域社会における事業者の社会的責任、職場での人権尊重・人権意識の高揚に努めます。
40		幼少期からの男女平等教育の推進

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
41	男女共同参画の視点に立った事業、講座等の企画	児童生徒のための体験型講座の実施： 男女共同参画の視点に気づき、親子で楽しく学べる体験型講座を実施します。
42		多様な文化芸術活動の推進： 男女がともに文化・芸術活動に参加し、個人及び社会の活力となるよう、文化団体等への支援・助成を行います。
43		公民館実施事業： 地域のニーズに合わせた講座の開催やサークル活動を支援し、男女共同参画の視点を踏まえ、誰もがいきいきと地域活動に参加できるよう事業を実施します。

■成果指標

成果指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
男女共同参画に関する講座・講演会等への参加者数 (年間累積人数)	未実施	200人

施策（施策の方針） 2－（3）男性の男女共同参画への理解と支援

男性が仕事と家庭生活、地域活動等を調和（ワーク・ライフ・バランス）させ自立した生活を送ることができるよう、固定的性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児・介護、地域活動への積極的な参画を進めるために、男女共同参画についての理解を促進する学習機会の提供と啓発、支援を行います。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
44	男女共同参画に関する男性の理解促進	男性の家庭参画のための啓発： 男女がともに家事・育児に参加できるよう、イクメン・カジダン事例なども取り入れた啓発パンフレット等を作成し、周知啓発に努めます。
45	男性の育児・介護休業取得促進と家庭生活への参画促進	保護者向け講座・交流会の開催： マタニティ教室を通して、子育ての大切さ楽しさを伝えるとともに、固定的性別役割分担意識の解消を目指します。未就園児を対象に親子を集い、交流や仲間づくりを行う場の提供や子育ての楽しさ大切さを伝えながら固定的性別役割分担意識の解消を目指します。
46		男性の育児・介護休業の取得促進： 育児・介護休業制度のことに関する講演会・セミナー・講座等を定期的に開催し、育児・介護休業制度の周知を図るとともに、休業の取得を促進します。
47		市男性職員の家事・育児・介護等への参画促進： 男性職員の子育て支援、育児休業取得促進のための個別説明を実施し、周知を図ります。

■ 成果指標

成果指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
育児・介護休業法の認知度（市民意識調査より） 「知っている」人の割合	62.3%	80%
※今後、実施を検討中の『乳幼児検診時アンケート』や『子育てに関するアンケート』等の結果より 「男性の育児休業取得」の割合	市不明 (国 13.97%)	15%
男性の家事・育児・介護等への参画促進に関わる講演会やセミナー・講座等の開催	未実施	年1回以上

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

【加茂市DV防止基本計画】



【現状と課題】

本市では、DVをはじめとした、あらゆる暴力の根絶に向けた情報提供を含めた啓発活動や、被害者への安全・安心な支援体制の充実に努め、パンフレット配布やメディア等を活用した啓発を実施するなどの取組を進めてきました。

調査結果において、過去にDVの被害経験を有する人（同じく加害経験も有する人を含む）は14.1%となっており、依然として市民の身近なところでDVの被害が生じています。DV根絶のため、年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発等により被害の潜在化を抑止するとともに、相談対応者の研修の充実等により相談対応の質の向上を図る必要があります。

また、性犯罪・性暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、相談し、包括的に支援が受けられるよう、医療や法的支援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備や子ども、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに留意しつつ適切に保護及び支援を受けられる体制整備を推進する必要があります。

過去の災害対応時において、地域における共助の大切さが改めて認識され、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の整備が求められています。

東日本大震災を含む災害時の避難所の運営方針においては、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されない、女性の視点に立った避難所運営が不十分であることが浮き彫りとなりました。

地域には、年齢や性別、乳幼児や妊産婦、障がい者、アレルギーの有無など、様々な事情の方がおり、必要とする対策や支援は異なってきます。

災害復旧や避難所運営の場面では、女性の視点や行動力が欠かせなくなっており、男女のニーズの違いを考慮しつつ、防災対策を推進することが必要です。地域防災計画を策定する際や、防災会議等に女性の参加を推進し、女性の意見が反映しやすい環境づくりを行います。

施策（施策の方針）3－（1）あらゆる暴力の根絶

重点施策

あらゆる暴力の根絶を目指し、市民一人ひとりがDVは犯罪につながる行為であり、重大な人権侵害であるとの認識を持つよう、周知・啓発します。また、被害者が、安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう取り組みます。

さらに、性暴力についても、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向け、予防や対応に関する啓発を図ります。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
48	あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	DV防止啓発活動： 女性等に対する暴力の根絶への取組として「加茂市パープルリボン運動」を実施し、DVに関する正しい知識の理解のため啓発に努めます。
49		児童虐待防止の啓発： 虐待防止講演会の開催、オレンジリボンキャンペーンの周知、リーフレットの配布等を通じて、児童虐待防止に関する啓発を行います。
50		暴力追放の啓発と防犯情報の提供： 暴力追放の啓発活動を実施するとともに、様々な広報媒体を通じた防犯情報の提供を行います。
51		デートDV・性暴力等に関する予防啓発： 児童生徒を対象としたデートDVや未成年者性ビジネス、性暴力の予防や対応に関する啓発に取り組みます。
52	DV等暴力根絶のための安全・安心な相談・支援体制の充実	DVに関する相談窓口の充実： 市の男女共同参画係をはじめとした各種相談窓口について、広報紙やSNS等による、あらゆる機会を捉えた周知を行うとともに、被害者が相談しやすいよう、女性の問題や相談事に関係の深いNPOやDV・女性問題等の知見を有する専門の女性相談員による相談体制の充実を図ります。
53		庁内及び庁外関係機関との連携強化： 随時の相談対応や相談会の開催について、庁内関係課及び弁護士会、警察、各相談センター等の関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応につながる仕組みづくりを検討します。
54		DV被害者の自立支援の充実： DVにより避難した家庭等が新たな生活を始めるために、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。

■内閣府では、DVの増加、深刻化に対応するため、新たな相談窓口として「DV相談+（プラス）」を開設し、電話やメール、チャット等による24時間受付の相談対応を行っています。

「DV相談+（プラス）」のホームページ (<https://soudanplus.jp/>) 画面



オレンジリボン



「オレンジリボン運動」は子どもの虐待防止のための広報・啓発活動を行う市民運動です。子供の明るい未来を表すオレンジ色のアウェアネスリボンをシンボルとしています。

パープルリボン



女性への暴力の根絶を訴えるアウェアネスリボン。パープルリボン運動はアメリカ合衆国で始まり、日本ではNPO法人全国女性シェルターネットワークが中心となり、活動を展開しています。また、内閣府でも、毎年11月12日～25日の2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」として、全国のタワーや商業施設などで紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施しています。



パープル・ライトアップ運動の様子

女性に対する暴力の根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局ではDVの問題に対する社会における認識をさらに深めてもらうため、「女性に対する暴力の根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿で、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

(資料出典：内閣府男女共同参画局ホームページより)



■ 成果指標

成果指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
「DV被害」の経験率(市民意識調査より)	14.1%	根絶
DV被害者の内、「いずれかに相談した」人(市民意識調査より)全体から「相談しなかった」と「無回答」を除いた人の割合	51.3%	80%
専門女性相談員の配置	0人	2人

施策（施策の方針） 3－（2）生涯にわたる健康や生きがいがづくりの推進

発達段階に応じて、男女の性の違いや性の多様性、互いの性の尊重を育む教育を行うことで、男女がともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に対して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つことができます。

誰もが互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが大切なため、すべての人が健康な生活を実現できるよう、ライフステージに応じた健康支援へ取り組みます。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
55	性と生殖に関する意識啓発と性の尊重	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発： 男女が互いの性について正しい認識をもち、理解を深めることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について周知啓発を行います。
56		生命の尊さについての教育の実施： 道徳、保健体育の授業等で子どもの発達の段階に応じ、性や生命の尊さ、他人を思いやることの大切さ等について、性教育分野も含めた包括的な道徳教育等を実施します。
57	母性の尊重と母子保健の充実	母子保健事業の充実： 妊娠、出産から出産後も含め、切れ目のない支援を行います。また、家庭での育児についての相談・支援を行うとともに、産後うつ等を防ぐため、妊娠期や産後のケアを充実します。
58		各種検診の実施の受診促進： 生活習慣病健診とがん検診等を集団健診として市内保健センター等で実施します。
59	生涯にわたる心身の健康保持と増進	地域で健康づくりに取り組める環境づくり： 市民のスポーツ活動を通じた健康増進を図ります。
60		健康づくりへの支援： 健康診断の受診を通じて、自己管理できるように、健診結果の説明および個人の健康づくり活動の支援を行います。また、健康・栄養相談、講座の実施や食育啓発等、年代に応じた健康づくりに関する支援を実施します。

■ 成果指標

成果指標項目	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
乳がん検診受診率	17.7%	50%
子宮がん検診受診率	13.3%	40%

施策（施策の方針） 3－（3） 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

重点施策

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体に大きな影響を及ぼし、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える人々に、より深刻な影響をもたらしています。生活上のさまざまな困難の解決を図るため、誰もが安心して暮らせるよう相談しやすい環境の整備を図ります。

また、高齢者、障がい者、ひとり親、性的少数者等の人たちも安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
61	困難を抱えた女性等が安心して暮らせる条件の整備	トータルサポート体制の推進： 様々な課題を抱える世帯に対し、総合的に支援する体制を推進します。
62		生活困窮者自立支援制度の推進： 経済的困窮など日常生活に困窮さを抱える世帯に、生活保護に至る前の相談対応を行うとともに、DVに関する相談窓口と一体となった専門の女性相談員の充実を図ります。
63		地域包括支援センター機能の充実： 介護や健康・医療など高齢者の暮らしを支えるため、相談事業や地域の見守り体制の充実を図ります。
64		障がい者相談支援の実施： 障がいのある方の相談支援を実施し、能力や意欲を發揮して社会に参画し生活できるよう支援します。

■ 成果指標

成果指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
(再掲) 専門女性相談員の配置	0人	2人

施策（施策の方針）3－（4）地域の安全・防災 活動における男女共同参画の促進

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災分野において、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

【基本施策と事業の内容】

施策 No.	基本施策	事業名： 事業の内容
65	地域の防災分野における 男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った災害時の対応： 地域防災計画等に基づき、男女のニーズの違いや性的少数者に配慮した避難所運営や備蓄品の整備、避難所運営の構築を図ります。
66		避難所運営への女性の参画： 避難所運営における、あらゆるハラスメント等の防止に取り組みます。
67		防災会議等への女性の参画： 女性の登用を推進し女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定や見直しを行います。
68	防災に関する活動等への 女性の参画促進	防災分野への女性の進出支援： 消防吏員に占める女性の割合を引き上げるとともに、女性の消防団員の入団促進に積極的に取り組み、女性の消防団員の活躍を推進します。
69		防災士資格取得の促進： 地域における防災活動に女性の視点を取り入れるため、女性の資格取得を進めます。

■ 成果指標

成果指標項目	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
(加茂市防災士数)	(17人)	(30人)
内、女性防災士の割合 (人数)	11.8% (2人)	20% (6人)



第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制の整備

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取組を展開することが重要であり、第5章において述べた取組について、総合的かつ計画的な施策の推進が必要です。

新たに設置を予定する「加茂市男女共同参画行政推進会議（仮）」（以下「推進会議」という）を中心に、「加茂市男女共同参画推進審議会（仮）」（以下「審議会」という）、庁内各課と連携、協力し、すべての職員が男女共同参画社会の実現に向けた主体的な取組を展開していきます。

主に総務課では、本市の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点として、本計画に基づく講座・セミナー等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供や啓発、女性生活相談等の相談事業を総合的に実施します。また、男女共同参画に関する情報を収集し、市民意識調査を実施した成果についても、性別や世代を超えた幅広い層へ向け情報発信するなどの取組を行い、男女共同参画意識の醸成を図ります。

なお、広域的な課題については、国・県・近隣市町等と連携・協力体制を強化し、計画を推進していきます。

■推進会議の役割等

庁内各課が連携を図り、総合的な対策を推進するため、副市長を会長とする会議体です。

計画の着実な実施のため、各課の推進状況を踏まえ、各課の課題の共有化及び施策推進にあたっての総合調整を実施し、計画の推進を図ります。

また、計画の進捗管理を毎年度実施し、男女共同参画や女性の活躍促進の視点に立った施策を効果的に進めます。

■審議会との連携について

計画の進捗について公表するにあたって、年次報告書である「事業報告書」を作成し、審議会による評価や意見を受けながら、計画の進捗状況を公表します。

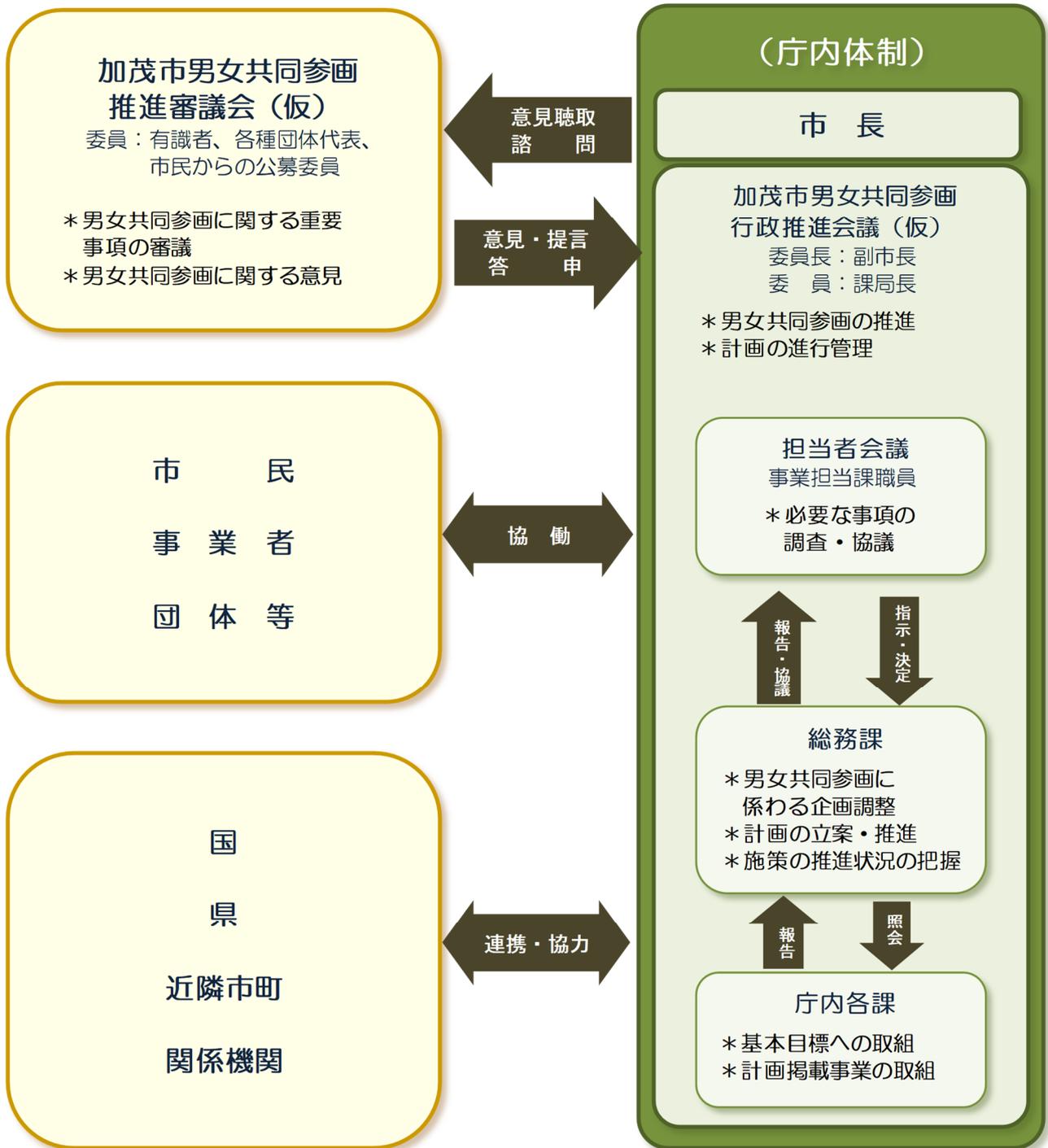
審議会は、市長の諮問機関として設置され、男女共同参画に関係する学識経験者や関係団体の代表及び市民等により構成されます。毎年、市長の諮問に応じて、計画の実施状況に関する年次報告について意見を述べるほか、5年毎に策定する次期「男女共同参画推進計画」の策定に関し、審議し、答申を行う重要な役割を担います。

2 市民・団体・事業者等との協働の推進

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではなく、市民一人一人の意識によることが大きいことから、社会のあらゆる場での市民それぞれの自主的な取組が促進されるよう、環境を整備するとともに、市民や団体、事業者等との協働体制を深め、施策の効果的な実施に向けた取組を進めていきます。

3 計画の推進体制図

本計画を着実に推進していくため、市民や団体、事業者等の各主体による適切な役割分担のもと、協力・連携を図りながら施策事業に取り組んでいきます。



4 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画に掲げた施策についてPDCAサイクル

(Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善)) を基に、審議会や推進会議において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。

また、定期的実施状況を調査するとともに、結果をウェブサイト等で公表します。



5 加茂市男女共同参画推進条例（仮）の制定検討

市、市民、市民団体、教育関係者及び事業者の皆さんが、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、また、本計画の施策の推進の実効性をより一層高め、継続性のあるものとするために、施策を総合的に推進する際の根拠ともなる「男女共同参画推進条例」の制定に向けての検討を行います。

6 パートナーシップ宣誓制度の導入検討

本市では、「笑顔あふれるまち 加茂」の実現を基本理念として、まちづくりに取り組んでいます。また、本計画では、性別による男女の固定的役割分担意識の改革に向けての取組を施策として掲げ、性の多様性及び性的少数者（LGBTQ等）の方への理解促進に関する周知・啓発活動などの取組を行います。

すべての人が自らの尊厳について認識し、多様な価値観と生き方を認め合う「多様性（ダイバーシティ）社会」の実現に向けて、性自認や性的指向にかかる性的少数者（LGBTQ等）の方の自由な意思を尊重する「パートナーシップ宣誓制度」の導入に向けての検討を行います。

資料編

- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例
- 加茂市男女共同参画推進計画の策定経過
- 加茂市男女共同参画推進計画審議会委員名簿
- 用語集

■ 男女共同参画社会基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第一章 総則 (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する

基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報す

ることを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十二年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から

受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する

学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知られないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の

効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することができない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が

特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事し

ようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で

めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

■ 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であることを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念ののっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

第14条第1項に規定する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

(広報、啓発活動等)

第11条 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育の推進)

第12条 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

(産業の分野における環境の整備)

第13条 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

第17条 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(市町村との協力)

第18条 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する

施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第19条 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第20条 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

(附属機関における委員の構成)

第21条 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(相談の申出)

第22条 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。

3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(施策に関する苦情の申出)

第23条 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

第24条 この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。

(1) 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないこと。

(2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(公開)

第30条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、知事政策局において行う。

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

■ 加茂市男女共同参画推進計画の策定経過

開催日等	会議名称等	内容
令和4年7月15日	第1回男女共同参画推進計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要について ・市民意識調査及び加茂市職員意識調査について
市民意識調査： 令和4年8月17日～ 8月29日 職員意識調査： 令和4年8月5日～ 8月15日	市民・職員意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査：市内在住の満18歳以上の男女個人2,000人 ・職員意識調査：加茂市職員364人 ・市民意識調査：住民基本台帳より無作為抽出 ・職員意識調査：全職員への悉皆配布
令和4年10月6日	第2回男女共同参画推進計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識調査の結果報告 ・男女共同参画推進計画の体系（骨子）案について
令和4年11月24日	第3回男女共同参画推進計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・加茂市男女共同参画推進計画（案）第5章計画の内容「基本目標ごとの施策」について
令和4年12月22日	第4回男女共同参画推進計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・加茂市男女共同参画推進計画（案）について
令和5年2月1日～令和5年2月15日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）に関するパブリックコメント
令和5年2月28日	第5回男女共同参画推進計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・加茂市男女共同参画推進計画（案）について ・加茂市男女共同参画推進計画（概要版）の構成について ・答申

■ 加茂市男女共同参画推進計画審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
五十嵐 真紀子	加茂市立七谷小学校 校長	
大堀 正幸	ファザーリング・ジャパンにいがた 顧問	
小柳 登代美	NPO かも小町 代表	
加藤 久美子	市民代表（公募）	
木戸 信輔	加茂商工会議所 会頭	
久保 艶子	更生保護女性会 会長	
坂西 哲昌	片桐・坂西・阿部法律事務所 弁護士	
外石 榮子	加茂市連合婦人会 会長	副会長
富田 麻友	加茂市社会福祉協議会	
福原 英起	新潟中央短期大学 准教授	会長

■ 用語集

【あ行】

◆SDGs :

「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略称であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国際目標。17の目標と169のターゲットから構成されており、「ジェンダー平等を実現しよう」等、男女共同参画に関する項目も盛り込まれている。

◆エンパワーメント :

「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

【か行】

◆固定的な性別役割分担意識 :

男は仕事、女は家事・育児」等、性別を理由として異なる役割を与えられ、その役割の遂行を期待する意識。

【さ行】

◆ジェンダー :

生物学的な性別とは区別して使われる、社会的・文化的に形成された性別のこと。

◆女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律） :

平成27年に施行された10年間の時限立法。同法により、平成28年から従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定と公表が義務付けられ、同様のことが300人以下の企業にも努力義務とされた。また、令和元年に同法は改正され、事業主行動計画の策定義務対象が101人以上の企業に拡大された。

◆セクシュアル・ハラスメント :

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、またはその相手に不利益を与える行為のこと。

【た行】

◆ダイバーシティ :

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

◆男女共同参画社会基本法 :

平成11年に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度または慣行についての配慮、③政策等の立案および決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定めている。この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることとして、それぞれの責務が明らかにされている。

◆男女雇用機会均等法

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律） :

昭和61年に施行された法律。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保等の措置を推進することを目的としている。

◆DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）：

平成13年に施行された法律。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令等について規定している。平成25年の改正では、生活の本拠を共にする交際関係にある相手についても同法が準用されることとなった。

◆デートDV：

交際中のカップル間での暴力のこと。暴力は身体的なものだけでなく、精神的、経済的、性的なものを含む。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）：

配偶者やパートナー、その他親密な関係にある、またはあった人からの身体的、精神的、経済的、性的な苦痛を与える暴力的行為や、心身に有害な影響を及ぼす言動のこと。

【は行】

◆ハラスメント：

様々な場面での嫌がらせやいじめ。種類は様々で、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

◆ポジティブ・アクション：

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【ま行】

◆無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：

過去の経験や見聞きしたことから、潜在的にもっている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方のこと。

【ら行】

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：

重要な人権の一つとして認識されている、個人の健康の自己決定権を保障する考え方で、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が含まれる。

【わ行】

◆ワーク・ライフ・バランス：

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

加茂市男女共同参画推進計画

令和5年3月

新潟県 加茂市

〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

TEL.0256-52-0080（代表）

<https://www.city.kamo.niigata.jp/>